

会 議 録 目 次

令和 7 年第 9 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 7 年 1 2 月 3 日（水）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問		
	○和田法子議員	4
	○岡田良訓議員	10
	○大江康子議員	19
	○宗像啓之議員	31
日程第 2	第 50 号議案	第 5 次海田町総合計画後期基本計画の策定について	47
日程第 3	第 51 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第 4	第 52 号議案	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第 5	第 53 号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第 6	第 54 号議案	会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第 7	第 55 号議案	海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第 8	第 56 号議案	海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	60
日程第 9	第 57 号議案	海田町条例の読点の表記を改める条例の制定について	61
日程第 10	第 58 号議案	海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	62
日程第 11	第 59 号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	63
日程第 12	第 60 号議案	海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	64
日程第 13	第 61 号議案	海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	65

日程第14	第62号議案	令和7年度海田町一般会計補正予算（第5号）……………	72
日程第15	第63号議案	令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	77
日程第16	第64号議案	令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）……	78
日程第17	第65号議案	令和7年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）……………	79
日程第18	第66号議案	令和7年度海田町下水道事業会計補正予算（第2号）………	81
		（閉　　　　　　会）……………	82

7. 欠席議員（1名）

15番 崎本広美



8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	竹野内	啓佑
副町	長	夏目	啓一
教育	長	森山	真文
企画部	長	脇本	健二郎
総務部	長	鶴岡	靖三

（選挙管理委員会書記長）

町民生活部	長	丹羽	勤
福祉保健部	長	森川	雅枝
建設部	長	木村	生栄
教育	次長	新藤	正敏
企画部	次長	吉本	真人
建設部	次長	門前	誠司
資産活用課	長	久保	隅聡
財政経営課	長	倉本	勇登
総務課	長	中村	修介

（選挙管理委員会書記）

防災課	長	松井	良哲
デジタル推進課	長	富田	誠
地域みらい課	長	山田	長秀
税務課	長	杉本	幸穂
住民課	長	水川	綾子
社会福祉課	長	田村	健二
こども課	長	大村	隆
長寿保険課	長	岩本	宏美
健康づくり推進課	長	下田	由香里
建設課	長	早稲田	誠

上下水道課長	吉川寛
学校教育課長	立田春美
生涯学習課長	下野武士
環境センター所長	岡田隆弘
ひまわりプラザ館長	北川知世
文教施設整備室長	重西康平

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 中山えり |
| 次長     | 戸成正考 |
| 主任     | 須崎亮  |

~~~~~〇~~~~~

10. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第50号議案 第5次海田町総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第3 第51号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第52号議案 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第53号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第54号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第55号議案 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第56号議案 海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第57号議案 海田町条例の読点の表記を改める条例の制定について
- 日程第10 第58号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第59号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 第60号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第61号議案 海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 第62号議案 令和7年度海田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 第63号議案 令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第64号議案 令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 第65号議案 令和7年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第66号議案 令和7年度海田町下水道事業会計補正予算（第2号）

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の議会を開きます。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますの、御了承ください。議場内ではスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、音が鳴らないようにしていただきますようお願いいたします。確認をしてください。なお、執行部におかれましては、答弁漏れがないように気をつけてください。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第18に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。3番、和田議員。

○3番（和田）3番、和田法子でございます。本日は、保育料の多子軽減制度の見直しについて質問させていただきます。町民の方から保育料の制度について切実な声が寄せられましたので、質問させていただきます。海田町では、兄弟が小学生になると多子軽減の対象外となり、第2子以降の保育料負担が大きく、高額な保育料がかかり、どうかならないかと強く願っておられます。このような状態ですと、3人目を望みにくいという切実な声が寄せられています。保育料の多子軽減制度は国の基準に基づくものであり、自治体独自の拡充は財政力に左右されることも承知しています。しかし、この問題は、

一部の家庭だけの課題ではなく、町全体の少子化対策や定住促進に直結する重要なテーマです。そこで伺います。海田町として、兄弟の年齢制限を撤廃する保育料多子軽減制度の拡充を重要な課題として認識されているのか、お伺いいたします。お願いいたします。

○議長（桑原）竹野内町長。

○町長（竹野内）それでは、和田議員の質問に御答弁いたします。保育料の多子軽減制度の見直しについての質問でございますが、本町におきましては、国の基準に準じて、同時入所の場合に限り、2人目半額、3人目以降無料としております。ただし、第2子以降の年齢差により、減免内容に差が生じることについては、公平性の観点から課題であるとも認識をしているところでございます。現在、子育て家庭の支援を一層充実させるため、令和8年度から乳幼児医療費助成の拡充に向けた準備を進めているところでございます。保育料の多子軽減制度の拡充につきましても、財源の持続可能性にも十分配慮した上で、総合的に検討してまいります。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）再質問させていただきます。まずですね、この多子軽減制度の陳情をいただいたときに、こちらで、ウェブサイトを検索をして情報をちょっと取っていったんですが、まずそちらのところで、何点か質問させていただきます。インターネットで海田町多子軽減制度と検索をするとですね、一番トップに広島県のサイトが出てきて、下のほうに海田町のホームページが出てきておりました。子育て、教育、海田町のホームページというところを開くとですね、お探しのページを見つけることができません。令和2年11月12日にサイトを移動しましたと出てきまして、目的の情報を検索をしてもですね、出てこないという状況がありました。検索のキーワードを変えて、海田町の保育について、深掘って調べていきましたら出てきたのですが、こういったSEOの対策でしたり、キーワード検索で関連の単語で調べられるようにする必要を感じております。まずですね、海田町のウェブサイト古い情報が残っており、検索しづらい状況があることを町として認識されているのかというところを先にちょっと問わせていただきます。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）まず海田町のホームページ、ちょっと全般について、ブランド課のほうから答弁させていただきます。検索しにくいという御指摘について、本町として認

識はしております、今年度、ホームページリニューアル事業について今取り組む中で、トップページのデザインほか、やはりその、今御指摘の、この不要なページ、ごみの部分の削除であったり、アクセス性の良さ、検索のしやすさも含めてですね、今取り組んでいるところでございます。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）取り組まれているということで、この子育ての情報、やっぱり、皆様気になって見ていくこともあると思いますので、見やすくしていただければと思います。そしてですね、保育料の基準の、この表がですね、出てきたんですけれども、現在ですね、一部のひとり親世帯、あとは、一部の一般家庭の世帯が年齢制限なしと、こちらのほうには記載されてあったのですが、海田町の例規集を調べておりましたら、年齢制限なしの情報がありませんでした。一部の世帯の年齢制限はいつから始まったのでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）すいません。いつから減免が始まったかという、ごめんなさい、ちょっと今手元にないんですけども、これ、毎年、保育料というのは毎年改定しております、その都度、減免の基準でありますとか、その辺は毎年こういった表にして、広報はさせていただいているところではございます。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）いつからということは今ちょっと分からないということだったんですけれども、年齢制限などですね、変わった際に議員のほうに情報提供などもしていただけないのでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）多子減免とかこういった制度につきましては、当然予算も関わってくることでございますし、当然、情報提供させていただきながら説明させていただきたいと思います。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）ではですね、こちらの制度拡充のほうにちょっと入っていこうと思います。この度、陳情をいただいた方はですね、上のお子さんが小学生で、下のお子さんが双子の未就学のお子様をお持ちの方でした。上の子が小学生に上がると、第二子である双子の兄弟が第一子扱いとなり、第一子は全額負担ですので、保育料が高額になるという状態です。多子軽減制度を調べる中で、双子に対する補助の記載がなかったのですが、第

一子扱いになった双子2人が第一子の保険料を払わなければいけないという認識で合ってますでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 上に小学生の子どもさんがいらっしゃる、下にお2人、保育の子どもさんがいらっしゃる。これ、第一子と第二子、そういった数え方になってきます。

○議長（桑原） 和田議員。

○3番（和田） 双子の場合ですね、そういった保育料がかかってしまっているという状況で、こういった陳情いただいたんですけれども、ほかの市町では、年齢制限を階層区分なく、撤廃をしていたりとかですね、独自の拡充を進めているのですが、海田町は、全子育て世帯に年齢制限撤廃は行っていないのでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） これは最初の町長答弁にもございましたとおり、年齢差によって減免なりの差が出てくるということについては、公平性の観点から課題があるとは認識しております。これにつきましては、こども医療費、先日お話のこども医療費などの話もありますので、今それをする準備を進めているところなんですけれども、この減免制度につきましても、財源の状況を考慮した上で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 和田議員。

○3番（和田） 財源のところ課題があるということですが、喫緊の活用で検討されているものはあるのでしょうか。具体的な方法や、検討されているものがあれば、お聞かせください。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 財源というお話かと思うんですけれども、当然、町独自での拡充ですので、基本的に町の一般財源を活用していくことになってくるんですけれども、その中でも、国庫補助でありますとか、県費補助、その辺がどの程度使えるのかというふうなことを考えて検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 和田議員。

○3番（和田） 一般財源からどの程度使えるかというところでしたが、厚労省が出している地域少子化対策強化交付金というものがありまして、各自治体が保育料軽減を子育て負担の軽減策として位置づけられれば対象になり得るというような交付金もあるのですが、こういった情報は調べられているのでしょうか。で、国の補助金を活用はしてい

かれないのでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） そういった国の有利な財源といいますか、交付金の制度も調査を進めて検討してまいりたいと考えます。

○議長（桑原） 和田議員。

○3番（和田） 調査して検討していかれたいということですが、決算の詳細を見ておりましたら、こういった給付金の使用されてる様子がなかったのも、また、調べて、使えるものは使っていかれたら、海田町のためになっていくのかなと思います。この海田町で財源をどうやったらつくれるかということをやっと調べておりましたら、海田町は都市計画税を取っていないということが分かったのですが、海田町としては都市計画税を今後導入していくお考えはあるのでしょうか。

○議長（桑原） ちょっとそこは通告とは違うんで、その話は抑えてください。また違う形で質問してください。通告とは違いますから。

○3番（和田） はい。では、質問を変えます。財源を、そうですね、町の財源の使い方を考えていかれるということでしたので、その財源、どうですかね、財源の作り方として、海田町はふるさと納税があると思うのですが、令和6年度は4億の寄附があつて、その中の経費など引かれて、2億が残っているということだったんですけども、そういった中で、寄附から子育て支援のほうに充当すれば財源の確保なども可能かと思うのですが、そこは考えていらっしゃらないのでしょうか。

○議長（桑原） 財政経営課長。

○財政経営課長（倉本） ふるさと納税については、鋭意、歳入増えるように取り組んでいくところでございます。なお、決算額といたしましては、単位は億ではなくて、例年5,000万円程度で推移しているところでございます。

○議長（桑原） 和田議員。

○3番（和田） 海田町のそういったふるさと納税でもですね、使途指定型という方法をとっていくこともできるのですが、そういった制度を取り入れていくことは考えられていないのでしょうか。

○議長（桑原） 財源の方法というふうな質問なんで、ふるさと納税が、それが今の質問に当てはまるかどうか分かりますけども、今の子育ての軽減制度、軽減制度に対する税金の使い方、ほかに方法はないですかということなんで、そこらあたりを考慮して、

答弁してやってください。財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）先ほどから議員言及されておりますように、いろんな施策を展開する上で、有利な財源、特定財源を獲得するというのはこれは大前提となります。それでもなお、どうしても一般財源の持ち出しというのは生じますので、そこを何とかするという意味で、ふるさと納税も含めて、今、歳入確保の強化に取り組んでいるということでございます。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）ではですね、近隣の市町では、もう多子軽減制度の年齢制限を撤廃していたり、18歳までやっているところがあるのですが、もう一つ、熊野町では、国の児童手当制度改正に合わせて、多子軽減の年齢制限を18までに拡充しています。財源は、国庫負担金や地方交付金为中心で、町の独自の税を新設しているわけではなく、一般の財源の配分で対応しています。海田町も同様に、国の制度を活用しつつ、独自の一般財源の工夫で、全子育て世代の年齢制限を撤廃、若しくは18歳までなどですね、少し子育てがしやすいように、制限を見直していけるのではないかと思うんですが、海田町としては、そういった年齢の制限をなくすであったり、18歳まで延ばすであったり、そういったことはされないのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）和田議員御指摘のように、全国でもそういう事例も出ておりますし、近隣でもそういう事例も出ております。確かに年齢によって減免の在り方が違うというところで、子育てしにくさであるとかっていうお声もあったというところで、本町といたしましても、その辺りの撤廃に向けて、また昨日も町長答弁にございましたように、医療費の拡充のほうも検討をもう実施に向けて準備をしているところでございますので、その辺りも、継続的な制度となるように、実施に向けて、総合的に検討していきたいと思っております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）前向きに検討していただけるということですので、やっぱりですね、海田町は、子育てがしやすいまちということであっている町ですし、多子軽減制度の年齢制限の撤廃を含めたですね、こういった支援を充実、是非とも進めていただきたいと思います。町民が、住んで良かったと心から思える海田町目指していただけたらと思います。はい、終わります。ありがとうございます。

○議長（桑原）12番、岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。よろしくお願いいたします。今日は2点質問させていただきます。

まず1点目は、補聴器購入に対する公的補助制度の導入についてです。少子高齢化社会を迎えた日本では、人口減少と将来の経済や社会の担い手の減少、社会保障制度の維持など、様々な問題に直面をしております。このような社会を活性化する一つの方策に、高齢者の社会参加をこれまで以上に活発にすることが挙げられております。一つに加齢性難聴があります。加齢性難聴による機能低下は、日常生活が不便になり、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす要因となり、孤独や認知症になるとも指摘をされております。加齢性難聴者にとって補聴器は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごせることができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えます。したがって、難聴者への聞こえの支援は、社会参加の点からも重要な課題です。聴力低下の影響として、家族や友人との会話がうまくできなくなると、つながりが減り、孤立し引きこもりがちになると指摘をされております。それに伴い、うつ病の発症リスクを大きくする要因の一つとも言われております。更に聴力低下に伴い、危険を察知する能力も低下するので、交通事故や転倒などのリスクも増加をします。また、国際アルツハイマー病協会は、認知症の危険因子とも指摘をしております。補聴器は片耳で5万円から6万円台、機種によっては30万円と高額で、保険適用にならないため全額自己負担です。町長は、年金生活者や所得が低い高齢者にとって負担が大き過ぎるため補聴器購入困難な現状を、どのようにお考えですか。お尋ねをいたします。65歳以上の認知症の方は、2020年に約600万人で、厚生労働省の推計では、今年700万人になると予想され、高齢者の5人に1人、認知症700万人時代と言われております。認知症に対して、その予防、認知症が始まっても重症にならないための対策、介護の支援などを一体的に取り組み、認知症になっても公的支援で介護者の負担を軽減をすることが大切です。海田町でも直ちに補聴器購入の助成制度を実施すべきであると考えますが、答弁を求めます。これまでも佐中前議員が、高齢者の補聴器購入の補助を再三求めてきました。2023年12月議会で、全国統一の支援制度の創設について国に要望することも検討する、2024年12月議会では、指摘の呉の事業については新たに組み込まれている事業でもあると聞いていますので、これらの事業の成果も参考にしながら本町の実情に応じた効果的な支援に取り組んでまいりますと答弁をされて

おりますが、どのような支援制度を実施をしているのかお尋ねをいたします。

2番目に、トランプ大統領による核実験再開表明に抗議を。10月30日に韓国を訪問中のトランプ米大統領がSNSへの投稿で、他国の核保有国と同等水準で核実験を直ちに開始するよう国防総省に指示をしたと明らかにしました。日本被爆者団体協議会、日本被爆者協会は、同日、核兵器のない平和な世界を求めて努力をしている世界の各国に真っ向から反対するものだと強く抗議をいたしました。米国はソ連崩壊後の1992年に核実験一時停止を表明してきました。以後、米国は核爆発を伴わない未臨界核実験を繰り返してきましたが、核爆発実験は33年間実施をしていません。1996年に署名をされた包括的核実験禁止条約は、核兵器の実験的爆発を実施しないことを義務づけています。同条約は187か国が署名をし、アメリカも署名国です。中国も署名をし、イギリス、フランスは批准をしております。批准国は178か国。ロシアは批准をしましたが、後に撤回をしました。これら5か国は1996年以降核実験をしていません。CTBT未署名の北朝鮮も、2017年以降、核実験を行っておりません。2021年の1月に発効した核兵器禁止条約は核兵器の開発、生産、実験などを包括的に禁止をしております。トランプ大統領の今回の指示は、同条約に違反をし、世界の緊張を高める危険な動きです。竹野内町長は、8月6日、9日に、広島、長崎の平和祈念式典にも出席されております。役場庁舎にも、日本政府に核実験禁止条約の署名・批准を求める署名の用紙を置かれて、核兵器廃絶に取り組みされております。海田町には被爆者の方が今年1月現在で680人おられます。また黒い雨に遭われた核被害者の方もおられます。被爆者の皆さんの願いは、核兵器廃絶と被爆者救済です。平和への努力に逆行する行為に対して抗議をすべきではないか、見解をお尋ねをいたします。

○議長（桑原） 竹野内町長。

○町長（竹野内） それでは、岡田議員の質問に御答弁をいたします。

まず、補聴器購入に対する公的補助制度の創設についての質問でございますが、全国市長会などから制度創設を求める要請がされていることから、全国一律の公的補助制度として実施すべきものと考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。なお、本町では、認知症の方に対して、認知症あんしんガイドの活用、GPS機能つき機器貸出、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、認知症高齢者等見守りシール事業などを実施しております。認知症の早期発見の取組として、もの忘れ健診を実施しており、これらの取組とあわせて聞こえづらさを感じたときには、早めに医療機関を受診していただ

くよう、家庭訪問などの機会を捉えて啓発に努めてまいります。

次に、核実験再開表明に対する抗議についての質問でございますが、核実験の実施は、核軍拡競争をさらに助長するものであり、被爆者をはじめ世界恒久平和を希求する人々の切なる思いを踏みにじる行為として、断じて容認することはできません。本町におきましては、これまでも核実験の実施や核兵器使用の示唆に対して、日本非核宣言自治体協議会や、平和首長会議と合わせて抗議文等を送付してきたところでございます。引き続き、日本のみならず世界中の加盟都市とともに連帯して、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指した活動に取り組んでまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）再質問をさせていただきます。補聴器の公費負担、これを見ると、しないというふうなことじゃないかというふうに思うんですけれども、今、日本の難聴者は、高齢者のうちの11パーセントが難聴者だということで、他の国いうんですか、ヨーロッパのほうの国に比べたら比較的多いということで、補聴器の普及率いうんですかね、それは、日本では13.3パーセントで、一番補聴器の補助が進んでいるのは、デンマークであるとかノルウェーであるとかイギリスという、いわゆる福祉の制度が進んでいる国は国からの援助いうんか支援があるわけなんですけれども、日本は残念ながら、なかなかという格好で、今のこの答弁書にもあるんですけれども、なぜ必要なのかいうたら、今のここに書いてあるような答弁は、かなりの重症な方いうんですかね、そういう方だと思えますよね。それにならないようにするための前段で、認知とか徘徊をする前にそういうことを防いで、そして、高齢者の皆さんにも今、社会参加いうんですかね、いわゆる働き手が足りないという状況なので、そういうところに参加をしてもらって、そして健康寿命を延ばしてもらおうというふうな狙いがあるって、補聴器を導入せいということをお願いするんですけれども、その辺のところはどういうお考えでしょうかね。特に、高齢者の人の社会参加を促すというふうな意味で。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）聞き取る機能の衰えというのは、40代から進むと言われております。このため、聞き取る機能の衰えの予防、早期発見、早期受診の大切さなどについて、普及啓発に努めてまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）いわゆる、加齢性難聴。どうしても、年を取ると、いわゆる自然現象い

うんですかね、そういうのを防ぐいうんか少しでも遅らせて社会参加をしてもらって、そしていろいろなところで働いてもらうというふうなことがやっぱり必要だと思うんですよね。それで、今の広島県でも、こういうふうな補助制度いうんか、こういうふうなことを導入をしておるところは少しずつでも進んでおるんですよね。で、やっぱり、海田町も導入をしてもらいたいと。で、今の、いわゆる高齢者の全国組織みたいなものがあるんですけど、年金者組合と言われる、そういうふうなところからでも毎年、要望が出とるんですよね。で、だんだん、そういうふうな取組をする自治体も増えてきておるんで、これを見ると、国以上のことは、いわゆる広島県のほうもそうなんですけれども、国以上のことはしないと、そういうふうには読み取れるわけなんですよね。やはり、そうではなくて、やはり町としてそういうふうなところを踏み出してもらって、こういうふうな制度をつくってもらいたいというふうなのがあるんですけれども。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）公的補助に際しては、科学的根拠に基づいて効果的に実施することが必要であると考えております。現在、国による補聴器装用による認知機能低下の予防効果の検証は結果が示されていない状況であるため、引き続き国の動向を注視していくとともに、先ほど申しましたように、予防と早期発見、早期受診の普及啓発に努めてまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）今言われたことは、他の自治体で、答弁をされるときに、当局の人が同じようなことを言われるんですよね。今の国や県、他の自治体の動向を注視してとか、いうふうなのが大体どこでも同じようなことを言われるんですよね。で、高齢者福祉計画とか、介護保険事業計画に定める中で云々かんぬんと言われるようなことは、どこの自治体でも同じようなことを言って、なかなか取り入れてもらえない状況なんですよね。それで、今の広島県でも、呉市とか三原、福山、大竹とかね、神石高原町とか、そういうところもだんだん取り入れておるわけなんですよね。取り入れた自治体もやはり同じような、科学的に認められていないとかいうところはあると思うんですけども、やはり、でも、取り入れておるんですよね。だから、科学的云々かんぬんとかいうふうなのは、どういんですかね、後でつけたような格好になって、やはり、それじゃ科学的に立証されてなかったらどうにもせんのかいうふうなことになるんですけども、そうなったら、ここの取り入れるとる自治体、じゃあ、どうなるとるんや、どういう格好で取り

入れとるんやということになるんだけど。だから、やっぱり、そうでなくて、高齢者の方が、こういうふうな制度があったら、非常に生活も快適に、快適まではいかないかもしれないけどもね、認知にならないとか、家族とのコミュニケーションがとれるとか、こういうことになると思うんですよね。だから、こういう制度は是非とも導入をしてもらいたい。で、導入をするにしても、そんなやっぱり、ある程度ハードルが高いんですけどもね、やはり、導入いうんか、そういうふうな前向きなところで取り組んでもらいたいんですけどもね。今の国の動向とか科学的云々かんぬんというのじゃなくてね、やはり町としても、そういう状況の中で、今の、孤独にならないとか、うつ病にならないとか、社会参加をしてもらうとか、そういうふうな立場から導入をしてもらいたいということなんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）加齢による身体の衰えというのは、耳だけでなく多岐にわたるものだと考えております。そのため、公的支援の在り方については慎重な検討が必要であると考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）慎重な検討は必要なんでしょうけども、でも、実際に、今の自治体でいったら、日本全国で1,700ぐらいの自治体があるんですかね、そのうちの500ぐらいの自治体で取り入れとるんですよね。で、だんだん少しずつ毎年増えてきよるんですよね、取り入れるところがね。そういうふうなところをやっぱり加味したら、やはり早く取り入れるべきじゃないかと思うんですよね。じゃけ、今の加齢によるものは、聴力だけじゃないと言われるんですけどもね、それはそうなんでしょうけども、やはりできるところからそういうことをしていくことがやっぱり大切じゃないかと思うんですよね。今の補聴器とかいうものはできるわけですからね。そういうところを、やはり、もう少し真剣にね、前向きに捉えてもらいたいんですけどもね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）議員言われるように、難聴の方がとても国内でも増えていて、その原因っていうところが、加齢性の難聴だけではなくて、突発性の難聴だったり、最近ではヘッドホンやイヤホンによる難聴等、いろいろな原因で聞こえに課題を持たれてる方が多いっていうところもありまして、議員御指摘のように、早い時期からの予防であるとか、やはり発見っていうところが非常に重要というふうに町としては判断してます。

補聴器の助成という御意見もございますが、本町といたしましては、介護予防全般の中で、若い時期から、やはり早めの受診をしていただいたり、健診を受けていただく。それから、やはり生活習慣をこまめに見直していただくところによって、その聞こえの課題を早めに発見していただくことが重要だというふうに思っております。健診の中でも、もの忘れ検診の中で、試験的に、この中で聞こえの検診等もできないかというところは、執行部のほうでも検討しているところがございますので、このあたりを踏まえまして、本町としては、介護予防の一環として、聞こえに対するその課題についてもしっかりと、若いうちから周知をしていき、検診の受診についても周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）それはそうなんですけどもね。で、例えば難聴になったら、それがまた治るというふうなものでもなかなかないと思うんですよね。特に、どういうんですかね、病気じゃないわけですからね。なかなか治るというのは難しいと思うんですよね。だから、器具いうんか装置いうんかですかね、そういうものを付けて、更に進まないようにするとか、あるいはうつ病とか認知にならないようにする、そういうことが大切じゃないかと思うんですね。医学が発達をして治るようになったら、ちょっとこれはまた違うかもしれませんけども、今だったらなかなか治らない。最低でも現状維持か、だんだん低下をしていくという状況の中で、やはりこれは必要じゃないかと思うんですけれども、何か、今のを聞いてったら、治るいうたらおかしいけど、何かそういうふうに聞こえるんですよね。だから、極端に言うたら、やらない理由みたいに聞こえるんですけれども、やはりそうではなくて、やっぱり、ある程度 of 生活水準を維持できるような格好になるわけですから、こういう制度、今、導入してるとこも少しずつ増えておるんですけれども、考えてもらえないかなという思いがあるんですけれども。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）補聴器の使用がコミュニケーションを活発化したり、それから生活の質の向上につながるということは認識しているんですけれども、加齢性難聴については全国共通の問題であることから、国において全国一律の公的補助制度として実施すべきものと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）そう言われるんですけども、全国一律でなくても、どんどん取り入れと

るところがあるんですね。特に、大きな町小さな町関係なくてね、取り入れておるところがあるので、全国一律というふうなのは、ちょっと当てはまらないような気がするんですね。だから、やはり、こういうふうなのは積極的に、国がそういう制度をつくるのを待つのではなくて、やはり、進んでこういうふうなことをやるべきだというふうに思うんですけどもね。これ、町長の考え次第なんですよと思うんですけども、町長、これどのように思われますでしょうかね。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）議員の御指摘のところはよく分かる部分もあるんですけども、今現在、先ほど部長も申しましたように、現在、町では、予防の観点のほうに軸足をまず置いて、その上で、次の段階の治すっていう部分については、今、国の研究しているところもございます。そうしたエビデンスも留意してですね、様子を見ていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）なかなか難しいようなので、これ、あれですけど、是非ともね、こういった制度を是非とも進めてもらいたいと思っております。

次にですね、ちょっとあれなんですけれども、トランプ大統領が核実験をするというふうなことを言って、それに対して、長崎の市長は遺憾の表明を出したみたいなんですけれども、広島市長は公式には発表してないというふうな感じらしいんですけども、ちょうどそのときに、あそこの平和、国際会議場ですかね、原爆の平和公園のところ、あそこでパグウォッシュ会議というのがあって、そのときに、ちょうどこの問題を扱われたらしいんですけども、そういうところで、長崎の市長はすぐさま出して、私たちが11月1日だったですかね、あの日、平和公園の前で、抗議集会したんですけどもね、あそのとき、緊急にもかかわらず、被爆者の方や被団協の方が80人ぐらい集まって、あそこの、カクワカの田中美穂さんですかね、あれの方が声明とか抗議行動したんですけどもね。それで、トランプ大統領いうか、これも、国防総省にそういうふうな核実験をせえというふうなことを、指示を出したというふうなことが言われて、で、国防総省というのが、何か、ちょっと前に戦争省に変わったというふうなことで、核実験をするのは、国防総省じゃなくてエネルギー省だというふうなことで、何か結構、あの人もよいよ分からんのではないかうちに、何かそういうことをやっとならみたいなんですけれども、今、非常にこれ危険な状態いうんですかね、状況だと思っておりますよ。今の、もう、爆発を

伴わない核実験いうのはもうずっとやってないわけですかね。それをやるということ自体が、町長として、やっぱり今の日本非核宣言自治体協議会とか、こういうふうなところと一緒にじゃなくて、やっぱり町長として、やっぱり隣の町ですからね、そういうふうなことをすべきじゃないかと思うんですけれども。やっぱり海田町には、やっぱりまだ被爆者の方おられますし、黒い雨で、方もおられるんですよ、遭われた方も。そういうふうなので、なぜ、声明の一つでも出してないんかないうふうな思いがあるんですけれども。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）議員御指摘のとおり、この度のSNSの発信につきましては、様々な意見が出ておまして、これは本当に核実験につながるのかといったところも不確定な状況かと思えます。町長答弁にもありましたとおり、これまでの核実験の実施でありますとか、核兵器の使用の示唆に対しましては、関係団体と合わせて抗議文を送付をしておりますので、今回の件につきましても、関係機関と合わせまして、対応のほうを行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）私たちが思うのは、今、国連の中満事務次長ですかね、この方も言われとるんですけれども、本当に今、トランプ大統領もそうだし、ロシアの大統領や、あるいはイスラエルの大統領も首相も核使うぞというふうなことを公言しとるわけなんですよね。で、もしこれが使われたら、今の、状況は、一遍に吹き飛ぶわけなんですよね。今ここでこういうことをしとるということがね。だからやっぱり、片一方では今の核兵器禁止条約はもう世界の国の半数以上のところで署名をしておるといふふうな状況の中で、二つの、どういうんですかね、せめぎあいみたいな格好になっとるんですよね。そういう中で、やはり、今、本当に使われるんじゃないかという危険がものすごく高まっておるといふふうな状況で、特にトランプ大統領のああいう行動いうんか。で、今の指示をして、6か月以内に何かするんだというふうなそういうことみたいなんですよ。指示を出したからすぐ明日やれとかじゃなくて、やはりそういう格好、6か月以内にやるんじゃないかということが言われておるんですけれども。そういう中でも、やっぱり、町としてやっぱり、今の平和式典やなんかへ参加されとるわけですからね。こういう思いは、人一倍強いと思うんですよ。だから、是非とも、町長として発信いうんか、やっぱり世論を動かさなきゃいけないのだけでも、やはり動くと思うんですよ。だから、そ

ういゝのを含めて、出してほしい。今から多分、こゝういゝ場面があると思ふんではよね。だから、そゝういゝときには、是非ともこの発信をしてもらいたいと思ふがあるんではよね。その辺のところは、どう思われておるのか、お願いいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）議員御指摘のとおり、SNSの発信に対しましては、世界中でその後の動きが注目されていることかと思ふます。議員御指摘のとおり、その、世論を築く上でも、どのタイミングであるのがいいのかといゝのはいろいろあろうかと思ふます。そゝういゝったところが、加盟してあります日本非核宣言自治体協議会においゝても、このタイミングといゝのを見極めておられるかと思ふますので、その団体の行動とともに、必要に応じまして、抗議文のほうも出していきたいと思ふております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）ちよつとやわんでないんですけどね、こゝういゝことがあるから、それじゃ、アメリカの大使館とかイスラエルがああいゝことをやつたときに、イスラエルの大使館に対して、ファクスで抗議文を送つてくれといゝことが来るわけなんではよね。で、そゝうした場合に、なぜか知らんけども、大使館宛てに送るんだけども、アメリカの大使館にはしるつと行くんだけども、イスラエルの大使館にはファクスが届かんいゝるか、受け付けないといゝ状況があるわけなんではよね。こゝういゝのを一つ見てもね、やはり、ものすごくそゝういゝふうな抗議文とかファクスが来るいゝのは、多分、それは向こゝうにしたら嫌がるいゝんか、これまずいなといゝあらわれだと思ふんではよね。だからやつぱりね、私たちがやつてもそゝうなんではよけども、やつぱり、町長といゝ立場の方が、こゝういゝ抗議を発信をしたら、それは随分変わつてくると思ふんではよね。そゝういゝものも含めてね、今回はあれだけども、次回、まだまだこゝういゝ場面はあると思ふんではよね。是非ともね、やつぱり発信をしてもらいたいといゝふうに思ふます。なかなか答えられないでしょうけども、そゝういゝふうなことをお願いをして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございまして。

○議長（桑原）説明員入替のため暫時休憩をします。再開は10時5分。

~~~~~○~~~~~  
午前 9時57分 休憩  
午前10時05分 再開  
~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。10番、大江議員。

○10番（大江）10番、大江です。今日は大きく1点について質問させていただきます。

1点、手話言語条例制定と情報コミュニケーション条例の制定についてです。令和5年6月に手話言語条例制定について質問をしてからはや2年と6か月、いまだ何も進展が見られない状況に、町は本当にこの問題に取り組んできているのか疑問である。その証拠に、ここ2年6か月の間に質問してきた答弁書を書き出してみた。令和5年6月定例会での1回目の手話言語条例の制定について質問したところ、国や県における法制化の動向に注視するとともに先行事例の調査研究を進めてまいりますとの答弁。令和6年3月定例会で2回目の、同じく、手話言語条例制定について問う。答弁は相変わらず、先行事例について条例の内容や条例制定後の取組その効果について情報収集を行っているところでございます。引き続き、国や県の法制化などの動向を注視してまいりますとの答弁。令和6年12月定例会3回目では、現在、国や県において法制化などに向けた検討が進められていると聞いています。その動向を注視し、広島県と連携しながら、必要な施策を進めてまいりますとの答弁。令和7年6月定例会4回目での手話言語条例制定と情報コミュニケーション条例の制定について問う。現在、県において、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の制定に向けた検討が進められているところです。こうした状況を踏まえ、本町としましては、県条例の内容に応じて町民の理解促進や地域の環境整備など、必要な施策を検討してまいりますとの答弁。この2年6か月、先行事例の調査も研究も進めていたとは言いがたい。なぜなら、先行事例を挙げるのなら、同じ安芸郡内の熊野町は、2019年令和元年12月に熊野町命をつなぐ手話言語条例を制定している。ほかにも、平成29年福山市、平成30年廿日市市、令和元年東広島市、令和4年呉市、令和5年三原市と、調査研究をしようと思えば、身近にあったのではないか。ろうあ者や障がい者の方たちのことを本気で考えていたら、国や県の動向を見てなどの答弁はないはずである。令和7年になり、尾道市・大竹市・広島県は、手話言語条例の制定と同時に情報コミュニケーション条例制定に動いている。国は、平成23年に障害基本法の改正で、言語に手話が含まれることを示している。国や県の法制化などの動向を注視との答弁があったが、国は、この度、2025年6月に手話の普及に向けた施策を国や自治体の責務とする手話に関する施策の推進に関する法律を公布・施行した。広島県でも、この令和7年11月から手話言語条例と情報コミュニケーション条例を制定した。令和7

年3月に1回目の検討会設置から何と8か月間後での制定である。そこで問う。①これまでに手話言語条例や情報コミュニケーション条例制定について4度質問をしたが、1回目から4回目までのそれぞれの答弁の先行事例や調査研究の過程や情報収集ができたのか。具体的に、1回目から順を追って4回までの調査中の答弁を。②この度、国や県は、この二つの条例制定に動いたのであるから、海田町として方向性が見えてきたのではないかとと思われる。そこで改めて問う。手話言語条例や情報コミュニケーション条例を制定してはどうか。③制定するとしたら、広島県では、令和7年3月に検討会議をして、約8か月で制定までに至っている。海田町も早くから調査研究をしているのなら、期間をあまり置かずにできるのではないかと。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内） それでは、大江議員の質問に御答弁をいたします。手話言語条例と情報コミュニケーション条例の制定についての質問でございますが、1点目の、これまでの答弁での先行事例や調査研究の過程や情報収集について、国におきましては、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、手話言語法についても検討を進めることとされておりました。県におきましても、令和7年3月に手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会を設置し、条例制定の目的、基本理念、基本的な施策などの検討を進められてきたところでございます。本町におきましては、こうした国や県の動向や、県内市町の条例制定や意思疎通支援の取組を調査研究し、その結果として、役場窓口への手話通訳者の設置や職員への手話研修、遠隔手話通訳といった実効性のある新たな取組につなげてまいりました。2点目と3点目につきまして、県におきまして、広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例及び広島県手話言語条例が制定をされ、これらの条例は11月1日から施行をされました。この条例には、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進や、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関して、目的や理念、推進施策など必要な事項が網羅的に定められていることから、本町におきまして同様の条例を制定する状況にはないと考えております。引き続き、本町で実施している意思疎通支援の取組を推進するとともに、今後、県条例に基づき展開される施策を効果的に活用し、町民の理解促進や地域の環境整備など必要な施策を実施してまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）本町において、国や県の動向、県内市町の条例制定、意思疎通支援の取組を調査研究し、その結果として、役場窓口への手話通訳者の設置、職員の手話研修、遠隔手話通訳といった実効性のある新たな取組につなげてまいりましたとありますが、これは、手話言語条例とは関係なく、第5次の前期計画の中に、障がい者の基本計画の中に手話通訳者を設置するということがずっとそのまま、実現していなかったことについて、私が質問をして、これはただの計画ですかということで、多分これが実現したと思うんです。この手話言語条例のものの取組とは少し違うのではないかと思います。それから、職員への手話研修といいます、これは、月に1回、手話の通訳者の方が来られて、ろう者の方の相談がないときに、その間に、職員の研修をしましょうという取組になっていると思います。何かおまけのよう、おまけと言ったら変ですが、初めからそういう目的で、この職員の研修にこれを取り入れているわけではないと思います。ですから、ここに書いてるのは、ものついでと言ってはおかしいんですが、手話言語条例に関して、こういうふうに取り組んだということではありません。多分、町長は、その前に、まだ町長になられたかどうかの段階でしたので、動向が分かってないと思われ、多分これは、その前の何回かの質問で、手話通訳者を設置するということが動いてないがどうなってますかということから始まったことで、手話言語条例の制定についてから始まったことではないと思います。それで、今まで質問してきて、ここに、大まかなことしかないんですが、1点目の令和5年6月の先行事例の調査研究を進めてまいります。で、この答えに対して、どこの先行事例を調査されたんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）県内で条例を制定されている市町に対して、どういった取組を実施されているかっていったところを調査しまして、先ほど町長も申しましたとおり、手話通訳者の設置ですとか、遠隔手話通訳とか、手話奉仕員の養成講座とか、手話通訳者、要約筆記者の派遣とか、そういった取組を実施されているといったところがございますので、そういった条例を制定されている市町での取組を参考に、本町のほうでも新たな取組として実施を進めてきているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）県内の市町っていうのは、具体的にどこの市町ですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）手話言語条例につきましては、県内では、福山市、廿日市市、東

広島市、熊野町、呉市、三原市、尾道市、大竹市などで制定されておりますので、そういったところに調査をさせていただいて、新たな取組につなげているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）大竹は令和7年の11月に施行されたんですよ。これ、私、令和5年6月のことを聞いてるんですよ。令和5年6月1回目の先行事例の調査研究はどこをされたんですかって聞いたんです。だから、大竹入るのおかしいでしょう。大竹のできたのは、令和7年の11月ですよ。もう一度お願いいたします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）継続的に調査は実施しておりますので、先ほど申しました大竹市とかにつきましては、令和7年9月に制定されているっていうことは存じております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）だから、1回目が先行事例の調査研究。先ほどおっしゃったように、手話言語条例に取り組んでいることを参考にとおっしゃいますが、じゃあ、2回目の3月に、条例の内容や条例制定後の取組、その効果について情報収集を行っているところでございます。これは、どの内容で、制定後の取組、その効果について、どのような情報収集を行ったんですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）先ほども申しましたとおり、調査研究っていうのは、継続的に実施しておりますので、そういった中で、本町で取組を実施していないものにつきまして、情報収集しながら、施策につなげているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）継続といっても、それぞれのところの研究内容、違いますよね。だから、このときに質問したときに、答弁として答えられるはずですよ。例えば、2回目のときに1回目の先行事例の調査研究って、今こういうふうにしてやっていますよっていうのは答えられますよね。でも、答弁は、相変わらず国や県の法制化の動向を注視してまいります。条例の内容、条例制定後の取組、その効果について情報収集を行っているというんだから、行っているんですから、このときに行った内容を教えてください。継続ではなくて、このときの質問の答弁に対しての。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）調査につきましては、条例制定している市町の中で取り組まれている施策について、本町で実施していない施策がございましたので、そちらについて、手話通訳者の設置ですとか、職員向けの研修などにつなげているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）今の答弁、職員の研修とありますが、それは、ろうの方が来られてないときに、通訳者を、月に1回来てもらうのに対して、時間があれるから、研修のほうに取り組んでいってるわけですよ。研修のために、わざわざ通訳者来てもらってるわけじゃないんですよ。ろうの方の相談員として、通訳者が月に1回来てるわけです、窓口。そのときに、相談がないときにもったいないということで、研修のほうに、職員を少しでも学ばせようとして、そういう動きをしたと思うんですよ。だから、初めから狙いとして研修をしようという、それとは少し違うんじゃないですか。何か、おまけ的、おまけ的って言うたら変ですけども、通訳者を1日いか半日雇ってる、その時間もったいない。じゃあ、その間、職員が少しでも研修しよう、その心がけとっても大事だと思います。私もこの間、デフリンピックの時に、副町長や部長が手話で自分の名前を紹介したときには感激しました。だからやっぱり、それはそれで力にはなってると思うんですが、それは答弁に対しての動きではないと思うんですよ。だから、この答弁に対して、条例の内容、じゃあ条例の内容、どのような情報収集を行ったんですか。

○議長（桑原）大江議員、質問に対してでしょ。答弁に対して。

○10番（大江）ここの、はい、前の答弁の、答弁に載ってます。

○議長（桑原）答弁に対してね、前の分のね。はい。正確に答えてくれ。大江議員。再度、質問してください。

○10番（大江）2回目の令和6年3月での条例の内容、それから制定後の取組は、今言われましたね。内容はどのような情報収集としてされたんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）令和6年3月の答弁の中で、町長答弁の中で、実施している、条例を制定している町の、県内の町の条例の制定の内容。その内容に加えて、実施している施策について検討するということでお答えしたものでございまして、制定されている条例を、近隣の町のもの、内容を見ております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）では、その施策の検討をされているのなら、令和6年の12月の3回目で、

県と連携しながら必要な施策を進めてまいりますとの答弁ですが、連携しながらというのは、施策の検討をしながら、これは広島県から何らかの連携するための情報があったのですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）令和6年12月の段階で、県において条例制定の動きがあるということキャッチしておりますので、その情報をしっかりと聞いて、県の施策について内容を確認し、町の施策につなげられないかというところで御答弁申し上げたものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）じゃあ、施策の検討を行う、まあ検討を行ってますが、これを今度は県が、確かに、県は、令和6年の2月に、手話言語条例の県議による一般質問において、県知事は、聴覚障がい者の国際スポーツ大会であるデフリンピックが開催される22年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立し、条例の制定に向けた関係者の思いはこれまで以上に高まっている。今後、有識者や関係団体、市町から意見聴取、附属機関への諮問を実施し、検討を進めたいと考えているというふうに、このとき県知事はおっしゃってます。そして、その後の令和6年6月に広島県健康福祉局障害者支援課が、たたき台をつくっております。多分、これらの情報から、県と連携しながら必要な施策をとというふうな答弁になったと思うんですが、この時点では、まだ連携というのじゃなくて、広島県が条例をつくるっていう情報だけを収集したんじゃないかと思うんです。ですから、このときに、町としてこれまで何回もやってきて、施策やよその調査をして、つくろうとは思わなかったんですか、条例自体を。教えてください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）国のほうにおいても法律の整備について検討されておまして、県についても、国の動向を注視しながら県の条例について検討を進められているということは把握しておりました。その中で、県が、県内全域を対象とする条例を制定するという方向性で検討を進められている中で、町として、県条例を踏まえて、こういった、理念ですとか、施策、基本的な施策、こういったものを一体的に進めていく必要がございますので、そういったところについて情報収集しながら、検討を進めていたところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）では、一体的に進められていたんなら、令和7年6月定例会4回目で、県条例の内容に応じて、町民の理解促進や地域の環境整備など、必要な施策を検討してまいりますとあります。もう令和7年6月にはほとんど、県としての条例がある程度、案ができ上がっていて、その情報が多分入ってきていたんじゃないかと思いますが、この県条例の内容に応じてっていうのは、以前のときに、本町に合う、県の条例を参考に、本町に合うような条例にできるんじゃないかと思うんです。だから、ここ町民の理解促進、環境整備、これは町民だけでなく県のほうも、県民の理解促進とかいうふうになってますが、この時点で、県の条例を参考に、町の条例として町民に合った、この町に合った文章に変えて条例ができ上がっていくのではないかと思うんですが、そのことは考えられてませんか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）その時点では、県のほうはもう条例を制定する動きに入っておりましたので、町としてはですね、県の条例と同様の内容の条例をつくるっていったときに、県が、まず条例を制定する中で、町としてはそれを補完するものとして条例が必要だったって判断がその時点ではつきませんでしたので、その県の条例を踏まえまして、その施策につなげていくというところで検討を進めていたところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）では、県の条例にしたがって、町としてつくる必要性がないということは、この条例に対しての動き、町としては、どの程度の活動をされるんですか、県の条例にしたがって動くのでしたら。どのような活動を考えてらっしゃいますか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）これまで町においても、手話奉仕員の養成講座、手話通訳者、要約筆記者の派遣などに取り組んでおりまして、そういった中で、県が条例を制定されたということで、その中で、県が、具体的に今後、こういったところで手話の認識の普及をしていくかっていったところの施策を打ち出していくと考えておりますので、そういった施策を効果的に活用しながら、町の施策も進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）県の施策と町の施策では違うんじゃないですか。この度、県は、12月23日に、障害者コミュニケーションフェス、紙屋町シャレオ中央広場にてデフリンピック

報告会とかいうようなものを打ち出してます。県はこうですよ。これ、海田町民に行き渡りますか、こういう情報って。だから今、準じてって言われましたけども、やはり町民に手話言語条例や、コミュニケーション条例が行き渡るには、やはり町自体で町民に浸透させる必要があると思うんです。県の条例つくってるから、それにしがたがいますよ。こういう活動なんて県はやります。町はじゃあ、どういう活用とするんですか。町民にどのように知らせていくんですか。ですから、県も、デフリンピックがある、5年に一度日本で初めて開かれるデフリンピックがあるから、これまでに作るぞっていう県知事の意向でわずか8か月でつくってるわけですよ。それだけの勢いでつくってるんですよ。これはトップのものの考え方だと思うんですよ。町長は、これ、手話言語条例と地域コミュニケーション、この度デフリンピックもありました。でも、そのことについて、これは何としても、これを機会に町民に知らせていこうという思いは、思われなかったんでしょうか。町長の思い、ちょっと聞かせてください。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）障がいのある人とですね、ない人が互いを尊重し支え合う、そういう共生社会の取組はですね、非常に重要であるというふうに認識しております。その上で、この度県条例が制定され、それを記念するフェス、先ほど大江議員が言われたフェスが11月23日に開催されることも、私自身は存じ上げております。失礼しました、12月23日ですね。その内容を、基本的には県が広報されるというふうに認識はしておりますが、町としても町民の皆様には周知することは非常に大事であるというふうにも考えておりますので、役場庁舎のですね、デジタルサイネージであるとか、いろんな広報媒体を使いながら、そこは広げていきたいなというふうに思っております。我々としてはですね、条例をつくること自体が目的化することではなくて、その条例の理念、目的、趣旨に応じた施策をですね、効果的に実施していくというふうなことに軸足を置いているわけですので、今後ともですね、この度県条例が制定されましたので、県としても取組を実施されていくものだと思っておりますので、こうした取組とですね連動して、町としてやるべき取組をですね、しっかり考えながら、施策として展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）今、町長おっしゃいました。では、海田町は、県の条例を参考に、今から事を進めていくと思うんですが、進めていくにおいても、やはり町としての理念は必

要と思うんですよ。町として条例をつくらない、県の条例にしたがって活動するという
ことなんですけども、その理念、どのような理念で動かれようとしてるんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）県の手話言語条例のほうで基本理念というのが位置づけられてお
りますが、その中で、手話言語が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろ
う者等の間で受け継がれてきた文化的存在であるという認識のもと、県民が相互に人格
及び個性を尊重し合いながら、手話言語を必要とするものの手話の使用及び習得の機会
の確保が図られるように推進していくという理念が示されております。こういった理念
というのは、本町においても同様の認識のもと施策を進めていくべきだと考えておりま
すので、こういった県の条例に基づく理念に基づいて、本町においても施策を推進して
いきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）今は、県の理念ですよ。確かに理念は、ほとんど変わることはないと思
いますけども、目的も多分、皆さん、県の条例と同じようにお答えなさるとは思うん
ですが、目的、ここ、県の手話言語条例の目的のところは、手話言語を必要とする者及
び手話言語を必要とする者とともに生活し、学び又は働く者の手話の習得を促進し、も
っと県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与すること
を目的とするって書いてます。それから、コミュニケーションでは、障がい者による情
報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって障がいの有無に
かかわらず、県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする、と県
はこのようにうたってます。では、この目的に沿った町民に対してのいろんな施策はど
のようなことを考えられているんですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）町内におきましても、手話サークルのボランティアの方がイベン
トとかで展示、手話体験会を実施されるなど、手話言語の普及啓発に取り組まれている
ところがございます。そういった町内のボランティアの方とも連携しながら、必要な施
策が検討できるかどうかといったところも含めて、町として障がいのある方もない方も、
地域で生活するのに、安心して生活できるような環境をつくっていききたいと考えており
ます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）今、町内手話サークルがボランティアに取り組んでいるということですが、手話サークルで、今実際に講義を受けているのは4人です。で、あともう一つは、本当にある程度手話ができる方の集まりがありますけども、合計しても10名ありません。それらの方が、海田町住民でない方もおられます。これらの方が、どう連携しながら町民に広げていくんですか。どのようにして、この、手話にしても、それからコミュニティにしても、町民に広げていこうとするんですか。ボランティア、数名しかいませんよ。それも、しかも海田町住民でない方も、二、三人おられます。それらの人数でどう広げていくんですか。どのような施策、それ施策と言えますか。ちょっとお答えください。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在の手話奉仕者の養成研修を社会福祉協議会に委託をしておりますが、なかなか出席していただく、お仕事の時間であるとかってということもあって、難しいというお話も伺っております。今後また社協のほうと連携いたしまして、時間であるとか曜日のほうを変えてみたりってところで、研修の受講を促していきたいというふうに思っております。で、それだけでなく、やはり若い時期から手話が言語として認識していただく、また、習得する機会が必要と思いますので、その辺りについては、また教育委員会なんかとも連携しながら、例えば授業の中で手話のことを知っていただくような時間を設けるなどして、早い段階から認識していただく機会も確保していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）確かに、県のほうは、学校に対する手話の習得の機会の確保や支援、それから情報コミュニティもやはり、学校に対してコミュニケーションの機会の確保への支援とかいうものをうたっております。ですから、確かに、学校などで、そういう授業がありますので、その中に取り組んでいくというのも一つの方法かも知れません。でも、今、手話言語条例が、県がつくってるから、ここはつくってない。じゃあ、施策はどうするんか。まだ施策もはっきりしたのが見えてこない。これで本当に今まで2年6か月質問してきたけど、ただ、通訳者をしました、何をしました。それは大変便利になって、ろうあの方も喜んでおりますが、先ほど質問したように、途中で耳が聞こえなくなったりとか、目も耳も聞こえない人とか、いろんな人が、ろうの方だけじゃありません。いろんな難聴者の方も含まれています。だから、その方たちの啓蒙、それから、

それらの方が、普通には全然、そういう人に見えないんですよ。耳が聞こえないとか、普通だったら。だから、そこが一番困ってるわけですよ。だから、それを住民に知らせるために、県の条例をそのままだったら、町に、県の条例をどう町民に知らせていくかですよ。ここでは県の条例にしたがいます。だから以前も質問しましたよ。広報に一つだけでも、おはようとか、こんにちわっていう手話をしている動画の絵を一場面載せるとか、ありがとうとか、そういう、一場面載せるとか、そうしながら町民に一つずつ啓蒙していくっていう方法もありますよねっていうことを提案したこともあります。今言えば、例えば議会に聴講に来られたら、字幕が出るようにとか、それとか、広島市は手話で議会の様子を表現してます。そんなように、みんなそれぞれ手だてをいろいろやってるんですよ。でも、今、海田町のやってることは、もう部分的な人だけが固まってるんです。全町民に、これが必要なよ、手話必要よ、手話言葉だよ、耳の聞こえない人は全くこれによって話ができるんだよ、コミュニケーションできるんだよ。それから、手話だけじゃありませんよ。目の見えない人、いろんな障がいを持たれた方、それぞれがみんなと共有して普通の生活が送れるようにするには、いろんな施策が必要と思うんですよ。今聞いてた施策は、全部、内々の施策にしか聞こえません。もっと町民に知ってもらうために、どんな方法をすれば、知ってもらえるのか。そこが施策と思うんですよ。だから、こういうふうにして、今回、特にデフリンピックで広島県の方が出られました。卓球男子は銅メダル。それから女子は銀メダル。優勝された方もいます。やっぱり、そういう活動してるこの機会に、そういうものを広げていくチャンスだと思うんですよ。だから、そういうものを全部見過ごして、ただ、こういう通訳者だけっていうのは、ろうの方だけですよ。住民には分かりません。だから、県の条例に従うのはいいかも分かりませんが、簡単で考えなくていいかも分かりませんが、施策は、県とは違うはずなんです。県と同じような動きじゃないと思うんです。県は、大きく100万抱えた、大きな住民ですよ。海田町僅か3万人ですよ。それによって施策は違うと思うんですよ。方法は。だから、そこをもう少ししっかり考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町といたしましては、11月に施行されました県条例で定められた目的や理念、基本的な施策の方向性は、本町が進むべき施策とも合致しているというふうには考えております。そのため、本町では条例の制定はしませんが、本町として、

県の取組、それから本町としてできる取組をしっかりと、例えば、窓口でのタブレット端末を用いた支援が拡充できないかとか、会議やイベントなどで聴覚障がい者向けに手話通訳等ができないか、その辺りを拡充に向けて、取組をしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）今、聴覚障がい者に対していろんな方法がありまして、この度は、神奈川県之交番などで、今交番で警察がいませんけども、そのときに、その交番にQRコードを掲げたら、そこから手話通訳者、オペレーターに繋がって、所轄の警察と話ができるというのが、これが今から全国に広がってくるんですけども、やはり、今言ったように、施策にもいろんな方法があるんで、そういう電話リレーサービスとか、そういうものをもっともっと、普通に暮らせるために、不便なところはどんなような方法であれば、ふだんの皆さんと同じような生活ができるのか、そこには今いろんな方法が示されていますので、そこの研究ももう少ししていただきたい。県の条例にしたがって手話言語条例をつくらないという、そこもどうしてもおかしくて、だって大竹なんかは県の条例ができるの分かって11月つくってるわけですからね。今ここで言われるように、もう県ができますから作りません。だったら、大竹もつくってませんよね。だから、それはなぜなのか。もう少し、やはり、県がつくったから作りませんではなくて、もう少し検討して、今後本当に町民にとって、ここの海田町で暮らす人たちにとって、身近なものである条例として、もう一度そこを考えていただきたいと思うんですが。あくまでも県の条例で、海田町はつくらないと思われるんでしょうか。お答えください。町長、お答えください。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）今年はこちらでデフリンピックもありましたし、普及啓発する機会、それにあわせて県も条例を制定されたんだと思います。で、市町のほうもですね、海田町、これまでも調査研究してきましたし、まず県が条例をつくるという動きもありましたので、その理念や目的、その体制の在り方等々を調べてきましたので、そこに歩調を合わせる必要があるかと思ひまして、まず様子を見てきた。そして、今回、条例を制定してきたところを見ましたところ、先ほど申されましたように、理念や目的、町民もちろん県民でございますので、そこに共通するところがございますし、そこは間違っておりませんので、そこは共通でございますので、条例の必要は必ずしもないんでございますが、

我々がすべきところは、そこから、その理念を踏まえて県がやることと同様に、市町の現場でどれだけ実効性あることができるかということに尽きるかと思っておりますので、そこについては、県条例、あるいはそれを踏まえて、海田町で現場に即した施策はどこまでできるか。恐らくその今現状見ますと、一朝一夕にはなかなか進めにくいところもあるかと思っておりますが、できることから、先ほど部長も申しましたように、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）この度、県が条例つくったことによって、今まで心配していた財政上に県が手話言語条例認識、普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財源上の措置を講ずるよう努めるものとするというので、多分今から、海田町も、いろんな施策をするにおいて、県からの補助金とかがもらえるのではないかと予測しております。それをしっかり取り入れて、海田町民に行き渡るような施策をしてほしいと願って、終わります。

○議長（桑原）11番、宗像議員。

○11番（宗像）11番、宗像です。

まず、町有施設の開放についてお尋ねします。現在、役場庁舎1階、町民交流スペースや多目的室の一部を、勉強・雑談・新聞閲覧等、多目的室では勉強・テレワーク等のために開放しておられます。そこでは、こども・若者から無料で気軽に利用できる自習室として、たくさんの利用が見受けられております。特に学校が終わった頃が高校生の利用が多く、席待ちしてる光景も見受けられます。このような状況を鑑みれば、もっと拡充する必要があるのではないかとと思っておりますが、拡充にする必要があるかどうか、お考えをお聞きします。

次に、財産管理に関する質問ですが、町が寄附を受けながらもいまだ寄附の目的を達成されず、手をつけていない案件があるとの報告を受けております。その後、どのように対応してきたのか、また、対応しているのですか、お聞きするものです。あわせて、既に行政財産として使用しているが登記ができてない案件はどの程度あるのか、特に未登記道路はどの程度、前回もこれお聞きしたと思うんですが、どの程度整理が終わって、どの程度残っているのか、今後どのように整理していくのかお聞きするものです。逆に、里道、水路、河川敷などの町管理財産で、無届の占用案件があるはずですが、把握されているのですか、把握しているのであれば、どのように対応していくのかお聞きするも

のです。以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）それでは宗像議員の質問に御答弁をいたします。

まず、町有施設の開放についての質問でございますが、これまで町内の公共施設を積極的に開放してきたところ、現在では、家庭や職場、学校以外の第三の居場所として多くの方々に利用されつつあると認識をしております。特に役場庁舎1階の町民交流スペースや多目的室は、平日休日にかかわらず夜遅くまで利用いただいており、学校の試験期間中には満席の時間帯もあるなど、混雑する状況が見受けられます。こうした利用者ニーズの高さから、拡充の必要性については認識をしておりますが、役場庁舎1階は、役場の業務に支障がない範囲で、午前8時半から午後9時まで年中無休で開放しており、これ以上の拡充は困難であると考えております。このため、役場以外の公共施設において、ハード・ソフト両面から居心地の良い環境づくりに向けて改善の余地がないか検討してまいりたいと考えております。

次に、財産管理についての質問でございますが、本町の財産台帳で管理する土地のうち、特定の目的が付された寄附により取得をし、現在、未活用のもはございませんが、道路整備を目的に寄附を受けた土地のうち、現時点において、当該整備が完了してないものにつきましては、個別に対応しているところでございます。また、現に行政財産として使用しているもののうち、未登記案件を全て把握することは困難な中、境界確認申請等の際に、こうした状況が確認された案件につきましては、個別に適宜対応してまいります。なお、未登記の道路につきましては、400件程度あるものと思われま。また、町管理財産で無届の占有案件につきましても、全て把握することは困難な中、通報等により問題等が確認されたものにつきましては、関係者に適切に措置していただくよう適宜対応してまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）大体場所が特定できとると思うんですが、ある程度込み入った質問されたんで、財産管理の未登記の寄附を受けながら何もしてない、それについては、極端に言うたら、もう町がもらってる財産ですよ。町としての権利をどうやって主張して、今からいくんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今、特定のものについてだけではなく、そういったいろんな状況が

ございます。例えば、境界の問題があるとか、不法なものがあるとか、そういったいろんな状況がありますんで、そういったものを一つ一つ個別にですね、対応して、整理しながら、本来の目的に合うように整備を進めていっているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）しかしながら町の財産ですよ。町が町として管理しなきゃならないんです。人に管理されるもんじゃないですよ。占用されて。それについてどういうふうに対応されるんですかとお聞きしたんです。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）そういった今言われる点、通告書にございますような状況が確認された場合ですね、その都度、適宜、地権者の方とか占用されている方に対して対応して、適切な措置をしていただくように対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）適正にと言っ、自分の財産でありながら自分の財産を管理してないっていうのは大きな問題ですよ。最悪の場合には、あれじゃないの。今回、蟻ヶ原池か、でやるような形で、訴訟を起こしてでもきちんと町としての財産としての管理を行う必要があるんですが、そこまでやる気はあるかどうか。本来はそうすべきだと私は思うんですが、それについてどういうふうにかえられているか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）町のほうに御寄附をいただいて登記のほうに切替えている案件については当然所有権がございまして、所有権に基づいて、町の主張を通していくということになるかと思っております。ただ、一方、隣接する方との協議調整というのも出てまいりまして、それがいろいろ複雑な事案もございまして。議員おっしゃられるように、訴訟という手法も最終的には考えられますが、やはりそこまで至らない段階でですね、関係者の方々と協議調整をして、できるだけ速やかに適宜処理をしてみたいというふうにかえておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）どちらにしろ適正に管理しなきゃならないと思うし、それから、どっちにしろ隣接者もおられるんで、元の所有者の方もおられるし、その辺はしっかりやっていただかなきゃいけないんですけども、それでも財産管理という問題はしっかりやっていただかなきゃいけないし、早急に本来の目的に達すべき案件だと思います。だから、

最悪の場合には、それこそ訴訟もにらんだ上で、実際に管理していくべきと思いますが、それについては。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）おっしゃられるとおり、町の大切な財産でございますので、引き続き、そういった財産管理については、注意を払って進めてまいりたいと考えております。今おっしゃられたように、速やかな解決を図る方法としての一手段としてそういった裁判ということも念頭には置きますけれども、やはり今のスタンスとしましては、粘り強く、相手の方とお話をさせていただいて、適宜対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）では逆に、未登記の場合。この道路、これが、件数については曖昧になっておられますけれども、これ、調べる方法はないんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今回未登記の道路として数字を挙げさせていただいておりますけれども、こちらのほうは、現況地目として公衆用道路であり、町道の部分というところで拾ったものでございます。ただ、その現地が、町道部分になつとるところに、町道が民地に入つとるところとか、実際に、うちの台帳も、本来あってはいけないんでしょうけど、錯誤が生じている部分もございます。そういった境界立会であるとか、工事の際に見つけられたものについては、適宜、そういった対応しておるんでございますが、それと、細かい数字まで調べるのは、ちょっと、数が多いというのと、やはり土地っていうのは昔からの古い経緯がございますので、そういったところの過去の状況までというのはちょっと、今現状でですね、確認することっていうのはなかなか難しいものがございまして、今できるところから探させていただいた数字が、先ほどの400件程度というところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）しかしながら、もらっておきながら整理してないのはおかしいですよ。ただ、少なくとも、地区を定めるなり、それから路線を定めるなりして、少しずつ整理していくべきじゃないかと思うんですよ。きちんと。向こうが来るまで待つとくじゃなくて、こっちから積極的に、財産管理という面では、きちんと整理をしていく必要がありますよね。今の言葉だと向こうが来るまで待つとくよ。申請があるまで待つとくよと

という言い方なんです、積極的に攻めて整理すべきじゃないんですか、それについてどう考えております。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）議員の御指摘のとおり、可能であれば、そのように積極的に整理をしていくということも考えなければなりません、先ほど来建設課長が申し上げておりますのは、境界の確定によって、それが道路にはみ出ている場合っていうのもございますので、そういったケースも含めて未登記部分を整理するとなると、非常に膨大な労力と時間、費用がかかってまいります。今回、適宜対応しているというのは、そういった課題がはっきりと確認できたものについて、順次対応をさせていただいておるものでございます。ですので、確かに未登記という事実はございますが、それが問題として顕在化していないものをですね、殊更その労力と費用をかけて処理していくのではなく、今のやり方において、順次ですね、処理のほうをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）おっしゃるように難しいところ確かにあるのは事実です。その部分を言ってるんじゃなく、少なくとも最低限分かってる部分があるはずなんです。ね。もう完全に町が行って、結果的に向こうが寄附をくれるかどうか、判をくれるかどうかは別にしても、明らかにそういう部分がある。それは、定期的にというか、もう、年、幾らかでも定めてやる必要があって、いつまでも向こうが境界確認の申請に来るまで待っとくんじゃなくて、町から攻めていく必要があると思うんですが、それについてどう思われます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）そのような、明らかに分かっているものについては、これまでもですね、適宜処理をさせていただいてきておるところでございます。ただ、じゃ何が課題かっていうと、それが町内にどこにどういう形でそれが未登記としてあるかというのが把握できてないというのが一番の課題かと思っておりますので、その部分について今後どのようにですね、対応していくかっていう部分については、ちょっと今御指摘を受けましたので、検討させていただければと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）ちょっと答弁がおかしいことない。400件ぐらい調べた。どこにどういう

ものがあるかというのある程度分かるとるじゃないですか。それを、どこに何があるか分からんから整理ができないという話はないです。その中で、結局できるものがどの程度あるか、自分らで調べてできるものがあれば、極端に言ったら、年に5筆でもやりましょう。それが本来の姿じゃないんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今回出させていただいた数字っていうのはですね、場所が特定されているものではなくて、先ほど課長が申しあげましたように、現況地目が公衆用道路で、個人名義になっている筆で、なおかつ私道ではないと思われるものっていうのを、エクセルデータ上で拾った件数として今挙げさせていただいておるものでございます。ですので、それらについて、地図上に落として、それが明らかに未登記かどうかというところまでの確認はまだできておりませんので、それらについての手法っていうのをですね、今後検討させていただければと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）これは年配の職員からお聞きした案件なんですけれども、課税上、海田町が、実際には、全筆課税かけずに、公衆用道路として調べた案件があるはずですよ。調べて減免しとるケースがあると思うんです、それについては調査したんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）おっしゃられるように、一つの筆で何割かだけ非課税にするっていう特殊なやつがあるんですけども、今回の数量にはそれはちょっと入っておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）それは明らかにもう一つの筆の中にあると認めて減免してるわけですから、そういうものから最低限それぐらいは整理すべきじゃないんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）そうなりますと、その方の宅地全体を測量した上での分筆登記っていうのを町がやるという話になってきますので、事業費のほうは結構はね上がってくるかと考えられます。ですから、そういうのも含めてですね、今ある予算とマンパワーで問題が顕在化しているかどうか、そういうトータル含めてですね、どのような形で処理をしていくかっていうのは検討させていただければと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）これ前に、未登記道路どうなってるかって議会から、ずっと昔の話ですが、ありまして、執行部は年いくらかずつ予算定期的にとって整理してまいりますということで、それをずっと整理してきた。どこの機会か分からんけど、完全に止まってしまった。本来であれば引き続きやってこなきゃいけない案件を、誰が止めたんか分かりませんが、財政が止めたんか、それとも、現場のほうで止めたんか、予算要求しなかったんか分かりませんが。当然、分筆しようとするれば全筆測量しなきゃ、当然のことですよ。それら含んで、やっぱり、私が言よるのは、一遍に全部しろと言っとるんじゃないです。年に一つでも二つでも三つでも、それをしていくべきじゃないんですか。その努力が必要なんじゃないんですか。そのために、それが、この財産管理、町の財産を守るべき仕事じゃないんですかと言ってるんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）おっしゃられることは重々承知しております。過去にそのようないきさつがあったというのは、私の先輩職員から聞いておりましたが、これまでの経緯の中で、やはり、どう言えばいいですかね、人事異動等々ございまして、その中で、予算がつかなかったということもあったのかもしれないですけども、そういったものが途絶えてしまったという部分がございます。ただ、今回そういった御指摘をいただいておりますので、先ほど来申し上げましたとおり、今後ですね、どのような形で処理をしていくかというのは検討させていただきたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）じゃあ、その分については、少なくとも、新年度の予算を見ながら、しっかりと判断させていただきます。次に、不法占用の問題。これについては全く把握されてないんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。町道上のものにつきましては、全て把握しとるかって言われましても、確かにできてないところあるかもしれません。ただ、そういった問題が確認されたものについては、先ほども申し上げておりますように、適宜適正に措置していただくように関係者の方にそういう指導をしているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）町道じゃないですよ。一番問題なのは青線赤線の問題ですよ。じゃけ、それはできてないんですね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）平成17年に国から譲渡された赤線青線のことだと思いますが、それにつきましては、確かに数が多くございますので、その全てを把握しているわけではございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）平成17年に国から譲渡された。譲渡する前に、その譲渡を受けるべきか受けるべきじゃないかをチェックするために、確か町の職員が全域を調べとるはずなんですけど、その資料は、その中に、その不法占用のことが載っておるんですけども、それは、その資料は、ないんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）その当時の資料はございます。ただ、そこに不法占用かどうかという部分には記載をされておられませんし、その全筆を確認したはずなんでございますが、実際に現地と齟齬、錯誤があるものが多少なりともあるのは事実でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）それについては、じゃあ、現地と違う部分は、あなた方の手元に資料は作ってあるん。当然にそれは整理しといて、今後の管理のために、しっかりと調査、調査までいかないにしても、資料として作っておく必要があるんですけど、それについてどうなんです。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）当然に、本来里道であるところが里道としてうちのほうに管理されてないものにつきましては、追加譲与という形で国に申請をして処理をしております。逆に、あるべきはずの里道がない、もともとなかったというのがございましたら、現地不一致ということで国に返すとかいう手続は、適宜行っておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）いやいや、今、ここに疑義があるのかなんとかいうのは、資料は残ってるということでしょ。それについて一覧か何かにしてあるんですか。ただ、そこへ、誰かが調べたけ、そのままぼんと置いとるだけなんです。資料としてきちんと整理しておく必要があって、それについて疑義が、そのためだけに仕事しろとは言いませんけども、そういう資料として持ってて、いつでもそれが対応できるような体制をとっておく必要があるんじゃないんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）ちょっと私たちの解釈が、議員さんの思ってたこととちょっと違うかもしれないんですけども、まず、私の理解に基づいて答弁をさせていただきます。里道、水路については、17年に国から譲与を受けておるんですけど、その際に譲与図面という形で、青線赤線の位置等が分かる図面と一覧表というのをいただいております。で、その後、先ほど建設課長が申しあげましたように、譲与漏れのものであるとか、機能がないものを誤って譲与を受けたものについては、その都度、その譲与図面を修正をして、常に最新の状態で維持管理をしておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）私が言っているのは17年の図面じゃないです。その前に、事前に、県から町に譲渡、管理を移す、あの段階で調査をしとると、職員が。全域を。その図面はないんですかって聞いたんです。その中に、必ず、ここに何があつてという記載が残つとるんですが、それは整理してないんですか。分からないなら分からない、それから、処分したのなら処分したでいいですよ。これ大事な図面ですからね、現地を一番確認した。逆に言うたら、あなたたち、それらの大事な図面はどうしたんかって聞きたいぐらいです。どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）当時、町のほうで調査した資料につきましては、所在は認識しております。で、今それをどういうふうに応用しとるかというたら、あることを認識しておるだけで、その中身について詳細を把握してない状況というのは間違いのない状況でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）建設の職員、少なくとも大変な中、整理するの大変だろうけど、一度やっぱりそれは整理して、どこに何があつて、どうなってるかっていうのは、一覧として、一遍一覧残せば、あとは何も要らないわけですから、それこそ総務課にお願いはしたいんですが、臨時を雇ってでもしてあげる大事な仕事だと思うんですが、その辺はどうでしょうか。別に職員がやらなくても臨時でもいいから、それなりに整理する必要があると思うが、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）その資料の整理については、ちょっとどのような方法でやるかってい

うのも含めて検討させてください。どちらにしても、必要な資料であるということは認識いたしましたので、方法についてちょっと検討させていただければと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）それともう1点。これ最後になりますけれども、これ直接、町の財産管理に影響するかどうかというのは、僕理解しにくいんですが、三迫川の町道9号線がある部分で、昔、御鷹野橋から左岸右岸に6メートルの道路を造って、片方を一方通行にするという話が一時期、計画があったことがあります。これ実際にできてないし、計画の段階で、あの段階で潰れたんですけれども、そのときに6メートルの道ができるような三迫川の右岸側に余裕幅があったんですが、今実際に見てみるとその余裕幅がないんですが、これ、管理上問題ないんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）平成15年頃から整備した、三迫川右岸の緑道整備した国際学院高校の横のところの河川の堤防敷のところの道路だと思います。緑道整備の設計をするときに、境界確認等をして設計をしとるんですけど、その6メートルの位置っていうのはちょっと、私の認識ではないんですけども、境界立会をして緑道整備したという認識でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）これ、実際、町の管理地じゃない、県ですよ、確か。なんで、これ以上言いませんけれども、なんか、堤を法起こしたら、十分その奥行きがあったはずじゃが、堤の部分が半分減ってるような気がしてならないんですが、それについては、しっかりと確認をしていただきたいなということと、もう1点、グラウンドのそばにある桜、春になったらすごくきれいなんですよ。あの辺を歩いている方は御存じだと思いますけれども、あれ誰が管理しとるんです。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）すいません、ちょっとはっきりした答弁ができなくて申し訳ないんですけども、確かその緑道整備をしたときのアンケート調査をしたときに、学校のほうが管理をされとる部分が、おおむねあったと認識しとります。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）河川敷に樹木を植えること自体、町として、それはいいことなんですか、悪いことなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）当時、河川の区域を管理しとる県のほうにも確認をとったんですけども、議員さんおっしゃられるように、せっかくきれいな桜なんで、生えてるものは、あえて撤去しろとは言わないけども、本来、法的部分でいうと、アウトでございます。ただ、新たなものは駄目よというところで、緑道整備の計画するときには、県から御指導というか指摘を受けております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）特に4月やなんか、4月、満開になったときにすごくきれいで、目の保養、それから夏場は木陰になって、本当にいいんですが、町として本当にそれが許されるのかな。瀬野川の河川敷にそういう事例がありまして、これ、町から県のほうにお願いして、撤去していただいた事例があります。残念ながら、その部分で、その後の西日本大豪雨で、その部分の河川敷が崩れた。で、特にあそこの唐谷川は、空石積みなんで、まして、半分以上、土羽。後ろ側も土羽。この状態で、木が、根が伸びたときに、石積みをいじめる可能性があるんじゃないかと。僕もね、最近まで気づかなかったんですよ。最近、何か違和感があるよなっていう感じで、それは、町としても、しっかりとその辺については管理を、管理せえというんじゃないくて、目を光らせて、どうなるか、大きくなった場合にはある程度のことを考えにゃいけないと思うんですが、それについてお願いいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）町としても緑道整備をして占用という形で使わせていただいておりますので、そこら辺は護岸の保護のために、県としっかりと協議して、今後も維持管理してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）モクがね、もうこんなに大きくなってるので、その辺ぼちぼち考えにゃいけない時期に来とるのかな。大きすぎたら必ず根が伸びて、護岸をいじめる可能性がありますんで、よろしくお願ひしたいと。

それから、続いて、先ほど言いました庁舎の開放の問題でございます。これ、町長、今、竹野内町長になって始められたですよ。町長、見ててどうですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）庁舎が完成した後ですね、1階は町民交流するスペースとしてですね、

開放してきたわけでございますけども、より充実した環境を町民の皆様に御提供したいという思いの中で、より拡大してですね、開放に努めてきたところでございます。どういふんでしょう。やはり町民の、私も一町民でございますから、町内でですね、そういった居場所的なものをちょっと気軽に来て、ふらっと来て、居心地よく過ごせるような環境の不足感みたいなものを日々感じてきたところでございまして、そうしたところも含めてですね、町民の皆様が幅広い世代でですね、活用していただいているというところは、非常に思いがかなったという意味ではですね、大変うれしく思っているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）そうですね、私も見よってから、昔を思い出しまして、学校の図書館とか、それから僕は市立浅野図書館、今の本庁舎があるところにあった古い分の、あこら使わせてもらった経験があるんで、高校生らが使ってるのを見ると、すごいなごむ気持ち、昔を思い出したりする思いがあるんですが、今、あれで十分足りてると思えますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）今の利用の状況を見まして、一旦来られても、空いてなくて、諦めて帰られる方もおられるという状況を認識をしており、もう少し増やせればというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）そうですね。これ庁舎に限るから難しいんで、庁舎じゃないところももっともっと活用する必要があると思うんですが、それについて考えてないんですか。僕は質問でお聞きしたのは、そのことなんですよ。庁舎はもうこれ以上限界。で、庁舎の場合には、極端に言いますと、会議室やなんか、別の用途で使ったりしますから、制限が必ず出てくる。もっともっとほかの場所を開放することが必要だと僕は思うんですが、それについてどう考えておられるか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）現在、役場以外で、シンギュラリティ高校ひまわりプラザ、織田幹雄スクエア、海田東公民館、福祉センター、図書館、ふるさと館などで開放しておりますが、それでもまだ足りていないというのが、現状であるというふうに認識をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）これ、広島市は今回、市立図書館の変更に伴って、今度は民間の施設を借入れをして、そういうのに自習室として開放しておりますよね。一番、真っ先に手を挙げたの広島商工会議所ですかね、の会議室か何かを。海田町でもそういうことを考えることはできませんか。そういう需要がある以上はそういうものを考える必要が、広島市のような考え方、広島市もある程度やったら、応募が多いんで、もっと広げて今一生懸命やっておられる。海田でもそういう考え方はできないんでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）町長答弁にもありましたとおり、サードプレイスのニーズが高いという認識を持っております。どういった形で確保できるかどうかというのは、今後の検討になろうかと思いますが、拡大に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）それで、ちょっと私思うんですが、今、小学校建設のために一生懸命委員会をつくってやっております。今、東小は始まりました。今度、海小。町長は、滞在型図書館を建て直していうことを考えておられますが、逆に、これにしたらどうなんですか。1部屋を図書館に使って、学校の敷地の面積を減らすんじゃなくて、建物のごく一部を外部から入れるようにしてそういう部屋をつくる。これも一つの考え方だと思うんですよ。今日あしたのことじゃないですが、将来的な考えとしてね。何十億もかけて新しい図書館を造り直すんじゃなくて、ね、そういう、ちょっとした投資で、ものすごい効果になる。こういう考え方はできないんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（新藤）海田小学校の建替えにつきましては、今年度中に基本構想に着手をしまして、そののちに基本計画、基本設計に進んでまいります。その過程の中で、議員御提案のような、スペースについての検討はしますけども、小学校の中に町民の方が自由に出入りするっていうことにつきましては、セキュリティの面であるとか、あとは人員の配置という課題も多くございますので、これから他市町の事例など、情報収集に努めて調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）待てや。まず教育委員会が答えることじゃないでしょう、これ。町としてどうするかの話でしょう。それから、滞在型図書館突っ込んでも、セキュリティの問題は必ずついて回るんですよ。それはクリアできるという話じゃったでしょう。なら、こ

れでもできるじゃないですか。もっと費用要らないじゃない。自転車置場と教室1部屋
つくるだけの話じゃないですか。ねえ。自分の思いだけでしゃべるんじゃないで、どう
あるべきか考えた上での御答弁願います。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）ただいま議員のほうから具体的な御提案もいただきました。サードプ
レイスのニーズは高いということで、何とか確保したいと思っておりますけれども、御
提案の内容、今後の施設整備にも大きく関わる大きな検討でございますので、サードプ
レイス確保の一つの御提案として持ち帰らせていただきまして、検討させていただけれ
ばと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）ちょっと待ってや。大きな提案とおっしゃられましたが、滞在型図書館
なんかもっとばかでかいじゃないですか。僕は小さな提案ですよ。言葉が違うんじやな
いですか。滞在図書館造ろう思うたら最低限5,000平米の土地を確保しないと、駐車場か
ら何からしたら、できないんですよ。それも、今の段階で20億とか30億の話ですよ。大
きな提案と小さな提案というのは、どう違うんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）ただいまいただきました御提案は、海田小学校の施設整備に関わる大
きな御提案だというふうに認識をしております。どういった形でサードプレイスの確保
をするか、そういったことは、そういう学校とか、そういう今後の公共施設の整備にも
関わってまいりますので、この場でするとかしないとか、そう簡単にできるものではご
ざいませので、一つの御提案として持ち帰らせていただきたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）一つの提案として持ち帰るのは理解するが、それが勝手に、大きなとか
小さな話っていうのはやめてください。自分らが出しとるほうがばかでかいんですよ。
言葉を少し考えて発言してくださいね。これは一つの提案ですので、これをしなさいと
私申し上げとるんじゃないですが、お金をかけずに、さほどお金かけずにできる一つの
提案の一つです。そういうのに対して、今これだけ使ってる人がおるということは、需
要がある。だからこそ、そういうものを考えていく必要がある。例えば今の図書館、今、
多分図書館、何時まで、開けてるのは。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（下野）図書館の開館時間につきましては、フリースペースとして解放しておりますのが、火曜日から金曜日までは18時、土日祝につきましては、16時半までとなっております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）もちろん図書館、僕もちょっと図書館というのは、あまりはっきり記憶してないんですが、自由室があるかどうか分かりませんが、例えば、図書館は二つの建物がありますよね。一つは本館、もともと図書館で造った部分と、それから追加で造った、もともとは体育館、ですよね。今、体育館の分は改装して、確かこどものために使ってる部屋になっとるんじゃないかと。これ、夜開いてません。どうなんですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（下野）夜につきましてはですね、やはり子どもさんのところというところですね、利用率はあまり高くはない状況ではございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）これら開放できるんじゃないですか、9時まで。庁舎と同じような格好、そこでしたら。多分、確か別々になっとるんで、施設も別々にできるようになっとると、僕、記憶しとるんですが、仮にそうになってないにしても、もともと別の建物ですから、それは、多分、ちょっと費用かけるだけで可能のはずなんで、その辺は検討する必要がありますんじゃないかな。これ、町長、実際の話、そこにせっきくの施設があるんですから、これは使う手じゃないんですか。ただ、図書館18時だから、今度は逆に管理だけで済みますから、今、職員が18時までおるんかどうか分かりませんが、場所によってはシルバーに委託したりしとるんじゃないですか。そういう形で、そこだけをやる、夕方から開放するという考え方もできんことないんですが、それについてちょっと考えてみませんか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（下野）先ほど議員の御指摘がありましたこのスペースにつきましては、可能かどうかについてですね、ちょっと持ち帰って検討させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）たちまちの、町の施設であるものは、町の判断で素早く開放できると思うんで、その辺をうまく有効に使っていただきたいな、こどもたちのために使っていただきたいなと思っております。で、今、東小を整備しておる関係上、東小の整備が終わ

れば、当然、今度は町民センターの2階部分が、ほぼ大部分が、児童館として残すんかどうかわかりませんが、児童館部分が、仮に、児童館部分残ると仮定したとしても、1階部分の分が全く、1階部分に留守家庭児童の部屋がございますので、あっくらも使えるようになってくる。その辺も踏まえながら、たちまち町の施設で使えるものが出てきてるんで、それらを将来的に使っていただきたいなと思いますが、どうでしょうか。これ、今日の話じゃないですよ。今から少しずつでもそういうものを増やしてあげてほしいという思いでございますが、どうでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）今後、東小学校の児童クラブについては、東小の建替えに合わせて、東小児童クラブのスペース2箇所、1階と2階にあります。その部分が移転する予定でございます。ただ、2階については児童館部分は残りますので、ただ、児童館については17時までの利用というところで、今後、その後の活用等については検討する余地がございますので、その状況になりましたら、1階については、1階はロビーの部分が子育て支援センター、その横が児童クラブになっておまして、こちらのほうも、空く予定となっております。今後の子育て支援センターの御利用が、今ちょっと東小地区がとても多い状況ですが、その状況も踏まえながら、その頃のこどもの利用の状況を踏まえながら検討していきたいというふうに思っています。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）何かあるんです。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）先ほど福祉保健部長が答弁しました施設のほかに、議員御指摘のように、役場以外の公共施設においても、ハード・ソフトの両面から、居心地のよい環境づくりに向けて、改善の余地がないかというのは検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）特に役場の場合に、会議や何かがあったら、夜どうしても使わなきゃいけない、子どもたちに支障かかる。だから、安定的に使える場所を確保してあげてほしいなという思いでこういうふうな話をさせていただきました。しっかりと考えていただき、開放できる施設があれば、順次開放してあげていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第50号議案、第5次海田町総合計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第50号議案、第5次海田町総合計画後期基本計画の策定について。今後の海田町のまちづくりを方向づけ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第5次海田町総合計画後期基本計画を新たに策定するものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）それでは、第50号議案、第5次海田町総合計画後期基本計画の策定について御説明いたします。議案の別冊として、海田町総合計画後期基本計画案の本体と併せて、資料2、第5次海田町総合計画後期基本計画についてを提出しており、説明は、資料2によりいたします。資料2をお願いいたします。まず、1、要旨については、令和7年11月26日開催の全員協議会においていただいた御指摘を踏まえて計画案を修正したもので、本日は、その修正点について御説明させていただきます。2、計画案修正に係る御意見と対応策について、順番に御説明いたします。まず一つ目、計画策定の背景での項目で、人口に関する記載についての御指摘への対応策として、今後5年間の推計を踏まえた記載に改めております。なお、右側には、修正後の計画本体の該当ページを記載しております。次に、SDGsに対する御指摘への対応策として、前期計画と同様に、各分野別計画の始めに各分野に係るSDGsのマークをそれぞれに表記するよう改めております。次に、タウンミーティングに関する各御指摘について。まず、計画本編には記載せず、資料編に掲載するように改めました。次に、タウンミーティングの表記を、対話、パネルディスカッションに改めております。次に、関係する写真については、会場全体の写真に改めております。次に、各分野の専門家という表現は、各分野で活躍されている方々に改めております。最後に、対話については、今後も様々な形で継続していく旨を資料編に付記しております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。玉川議員。

○7番（玉川） 幾つかお聞きしたいところがあるんですけども、まず表記について、先ほど最後に言われました町長が前タウンミーティングっておっしゃってたところなんですけども、このパネルディスカッションの概念について、きちっと調べてやられたんでしょうか。パネルディスカッションというのは、だいたい専門家の人たちが討論をした後に、必ず、参加している方々との双方の交流、対話があるんですけども、これ、特に一番最初のブリックルージュでやられたものに関しては、そのようなスタイルじゃなかったかと思いますが、パネルディスカッションというのはちょっと違うんじゃないのかなというふうに思います。これが1点。はい。なので、そこについて、しっかりと、これ要するに対談だと思いうので、対話とかであればいいんですけど、括弧パネルディスカッションというのは違うんじゃないかというふうに思います。で、もう一つ、私のほうからお聞きしたいのは、特にブリックルージュさんのお写真も含めてですね、特にブリックルージュさんのお写真に関しては、引きで撮ってらっしゃるんですけども、これ、撮るときに、ちゃんと撮ることを了解されて撮って掲載されているのかどうか。これ幾つかあるんですけども、著作権じゃなくて肖像権に関係するようなところが幾つもあります。例えばですね、この、役場でやられた防災のところでも、後ろに高校生が映っております。この方々について、この掲載もろもろについて、ちゃんと了承が得られているのかどうか。このブリックルージュさんでいうと、お客様の中にお子様も映ってらっしゃいます。こういう方にもきちっと了解を得て、写真を撮って掲載しているのかどうか、この肖像権についての御答弁をお願いします。もう1件あるんですけども、あと、いくつか55ページとか107ページとか132ページにおきまして、自分たちで撮った写真以外の写真が載せられてるんじゃないのかなと思われる箇所が幾つかあります。で、そういう写真を使っているのかどうか。もし使っている、イメージとして使っているのであれば、著作権の問題がありますので、その辺りの確認をされて、使っているのかどうか。以上について答弁をお願いいたします。

○議長（桑原） 企画部次長。

○企画部次長（吉本） まず1点目の対話、括弧パネルディスカッションの表記でございます。計画本編全般にわたって、まずタウンミーティングと表記してるものは、対話という形に置き換えております。その上で前回御指摘をいただきました、3回行ったタウンミーティングについては、実際、全てパネルを用いて対話者と双方の対話をする形で行

っております。これはブリックルージュ 1 回目においても双方の対話をパネルを使って行っておりますので、その具体の 3 回のタウンミーティングを対話に改めたものについては括弧書きで、御指摘も踏まえてパネルディスカッションというところを付記しております。次に、二つ目。その対話における全体の写真について。特にブリックルージュ等了解を得てるのかというところにつきましては、特にブリックルージュにおいては映像の同時中継をするに当たって、事前のアナウンスで同時中継等すること、写真撮影することについて御了承くださいということで、アナウンスをしております。で、3 点目。55 ページ目以降のもろもろの写真につきましては、こちらはこの度計画策定をするに当たりまして、特別のどこ、特に町内の人々にフォーカスを当てる形で、写真を、撮影ロケを実行しております。個人が特定されるような顔がしっかり写ったものについては、当然ながら、事前に計画に掲載することについて了解を得ております。以上でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7 番（玉川）ブリックルージュさんのときに、パネラーがおられて、対話されたということなんですけども、写真を見る限りには、お客さんとしていらっしやったというだけかなというふうに思いますし、私がこれに参加していいかどうかお尋ねをしたときに、いや、それはちょっと分かりませんねっていうふうに、お店の店主さんに言われたので、これはタウンミーティングではなくて、対談されるんだなというふうに、当時、感想を持ちました。これ、しっかりタウンミーティングするということで広く皆さんから募集して、その参加者からの声を聴いて、それに対して返すというような、双方向の対話を本当にされたんでしょうか。これ、1 点目の疑問です。で、ブリックルージュさんについては了解を得たということだったんですけども、防災フェアだったかな、1 階でやられたときには、私もちょっと参加させてもらってましたけど、写真を撮るとか、それ掲載されるというようなアナウンスはありませんでしたが、そこについての了解は取っていないんじゃないんでしょうか。全ての写真について、そういうところの、しっかり配慮がなされてたとは思えないんですけど、その辺り、どういう計画で、どういうふうを実施したかというところ。もう一つなんですけど、例えば、132 ページ、これ 55 ページにも同じ写真が使われているんですけども、これ実際に町内の方のどこかを何かを撮ったというものなんじゃないんでしょうか。イメージ写真とか、どこかから引っ張ってきたというものは全くゼロという認識でいいんでしょうか。以上、御答弁をお願いします。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）まず、1点目のタウンミーティングの対話ということで、双方向のやりとりがあったのかというところで、捉え方として、まず、この度は、各分野で活躍されてる方々を招いて、対話という形で、前回、広く参加して行うのはタウンミーティングとは意味合いが違うんじゃないかということも踏まえて、対話として改めておりますが、参加された対話者の方との双方の対話を主としております。あわせて、広報でもしておりましたが、一般公開という形で、広くギャラリーの方も募って、対話の後にはそのギャラリーの方からも質問を受け付けて、それにお答えするというところでの双方向の対話を行っているところでございます。大きく二つ目。対話の写真の掲載について、御指摘のとおり、一つ目に、1回目開催したブリックルージュにおいては、もう同時中継ということで、常に映像に映る可能性があることは事前にアナウンスしまして、2回目の防災フェアについては、そういった事前アナウンスはしてない中で、この度、掲載する写真については、一般ギャラリーの方は、後ろから、その個人が特定されない形で掲載をするような配慮したところでございます。それから、大きく三つ目の、132ページ等のものの写真について、どういった写真か、引用写真はないのかというところでございますが、具体で言いますと、132ページについては、町内企業、オフィスで働いておられる実際の写真でございますし、この度掲載する写真は、他から引用したものでなく、町内でロケした写真を活用してるところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）3回なんで最後になりますので、お聞きするんですけど、先ほどからギャラリーというような言われ方をしましたよね。ギャラリーというのは、傍観する人のことではないのかなと思います。パネルディスカッションというのは、実際に参加者という、参加者、参加している方々とパネラーがいて、パネラーが最初に話題提供をして、そこで討議をして、それから参加者に振る。で、参加者からの質問。で、双方にやりとりをする。これがパネルディスカッションなんです。なので、多分、その辺りの概念をしっかりと調べになってらっしゃらないのじゃないのかなというふうに思います。この3回やられてることに關しては、パネルディスカッションって提案された方はいらっしゃいますが、私、当時から、間違ってるよっていうふうに思っておりました。はい。なので、そこについてしっかりと調べになって掲載するべきであって、これ、正しい使い方じゃないような気がします。このままでいかれるんでしょうか。で、ブリックルー

ジュについては了承取られたということだったんですけども、先ほど言いましたように、今回、この提示されているものに関して、後ろからって言うふうに言われましたけど、全然、横顔とか、高校生なんか、真正面から写ってます。これについての、しっかり確認されていないんじゃないんでしょうか。はい。そこを以上2点ですね。イメージについては使ってないということだったので、そこについては著作権に触れないということで、安心しました。肖像権の問題と、パネルディスカッションの言葉の使い方、これについて御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）1点目の、パネルディスカッションの使い方というところで、議員おっしゃられたとおり、まずはパネルを用いて特定のテーマについて、パネラーというか対話者と対話をしながら、あわせて一般の聴衆されてる方も、そのやりとりを踏まえて質問を受けて、またそれに答弁するというところについては、一定の形式はとっているかと思えます。ただ、その、どこまで深くするかとか、どこまで時間をとるかというのは濃淡あるかと思えますが、パネルディスカッション、対話、括弧パネルディスカッションという言葉を用いることについては、この度の資料編に載せてることについては、違和感、間違いではないと認識をしております。二つ目の、写真の肖像権の確認というところで、具体的に144ページの防災フェアにおける高校生という特定がありました。一般的なには取っていると認識をしておりましたが、個別のところについては、今、はっきりと裏取りができてませんので、そこは、改めて、例えばホームページ等に公開する前にしっかり確認をさせてください。

○議長（桑原）ほかにございませんか。石橋議員。

○5番（石橋）SDGs掲載のことについて質問させていただきます。ページ57、ページ68、78ページ、93ページ、106ページ、117ページ、125ページ、134ページの表紙にですね、SDGsの記載があるように思われますが、小さい文言で、この小さいもので、ただやってるだけのようにしか見えないんですが、この掲載の仕方、これで良かったと思われておられるんでしょうか。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）この度の後期基本計画については、10年間の基本構想の下に基づく、前期計画に続く、今後5年間の後期基本計画でございます。SDGsにつきましては、10年間の基本構想の中で、施策体系であるとか、SDGsの理念、それらがどのように

関連するかには具体的に載せておりますので、それは当然、構想のもと生きておりますので、それは生かしながら、後期計画の中には、端的に掲載をさせていただきました。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）これでは、ただ付けてるだけのように思われます。大きくしてみますとですね、番号の打ってあるところがありますけれども、ほかのとはないということで、見てくれというふうに思いますけれども、ページを開きますとですね、中には、どれがこの番号のうち、17項目の、例えば、例えばで言いますと、57ページの後期基本計画の、こどもの健やかな育ちを支えるまちづくりというところがございますと、下に書いてあります。で、ページをめくりますとですね、次には、これは何を示唆しているのかというところまでも書いてあるんなら分かりますけれども、外のページだけでは全く分からないのではないかというふうに考えますが、ここはどのように、示唆するために、ただ付けただけのようには思われますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）具体の町の施策とSDGsの関係性というところで、基本構想のほうに、その辺りは個別具体、詳細にしっかり記載しております。で、それを基本計画、この度の後期計画に同じものを載せてしまいますので、この度は当然、基本構想のSDGsの関係性を引継ぎながらというところで、後期計画においては端的に掲載をしているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）3回目になりますので最後なんですけれども、このSDGsを、もともとのところにあるから、ここには記載しない。あるからこそ、きちっと記載ができるんじゃないでしょうか、改めて。なので、きちっと中のほうにも重ねて記載する。また表もですね、これがはっきり分かるようにできないものかというふうに質問を変えさせていただきます。なぜならば、海田町は、各課にSDGsの文言を掲げて、SDGsに対応しているというふうに、町民の皆様にも知らしめているところでございます。ですからこそ、きちっとこの後期計画にも示していただく必要があるのではないかというふうに思うわけでございます。いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）繰返しになるところもあるかもしれませんが、10年間の基本構想部分と、後期基本計画部分がございます。SDGsと施策の関係性以外にも、当然ながら、

後期計画においても10年間基本構想から引き継いだものが多くございますが、それを全てそれぞれ後期計画にも載せるとなると、逆にページ数が増え過ぎてかえって見づらうございますので、基本構想は今も生きておりますので、そこは継承しつつ、後期計画の部分を端的に表現をさせていただいております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。第50号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第3、第51号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、第54号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。なお、採決については、1議題ごとにいたしたいと思っております。それでは、町長の提案理由の説明を求めたいと思っております。竹野内町長。

○町長（竹野内）第51号議案から第54号議案までを一括で御提案を申し上げます。人事院の給与勧告等に伴い、関係する4件の条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第51号議案から第54号議案までを一括で御説明申し上げます。改正内容につきましては、資料3の給与改定の概要で説明をさせていただきますが、議案書は、5ページから14ページ、四つの条例の新旧対照表を資料4から資料7で提出しております。それでは、資料3をお願いいたします。まず、1の要旨でございます。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法に準じた給与改定を行うものでございます。2の令和7年人事院勧告の骨子でございますが、民間給与との格差を埋める

ため、俸給月額の上昇が行われます。また、期末手当及び勤勉手当については、民間の支給割合を考慮し、0.05月分引上げられます。(3)のその他諸手当関係でございます。これらは特記するものを除き、令和8年4月1日から実施されます。まず、通勤手当関係でございます。自動車等の使用者に対する通勤手当について、通勤距離100キロ以上を上限とする新たな距離区分が新設されます。現行の距離区分につきましても、200円から7,100円までの幅で引上げ、令和7年4月1日から実施されます。また、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当が新設されます。伊といたしまして、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法が見直されます。続きまして、職員の月例給与水準を適切に確保するための措置でございます。最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当が措置されます。次に、宿日直手当の支給額が4,400円から4,700円に引上げられます。以上を踏まえまして、3の海田町の改定についてでございます。毎月の給料につきましては、全ての職務給を対象とし、引上げを行います。平均で1万1,623円、3.33パーセントの引上げで、令和7年4月分から適用をいたします。会計年度任用職員の報酬についても、一般職の常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改定いたします。次のページをお願いいたします。(3)の期末手当及び勤勉手当でございます。国に準じて改定を行い、令和7年12月分から適用いたします。改定の月数につきましては、このページから次のページにかけてお示ししております一覧表のとおり、議員の皆様をはじめ町長等の特別職及び一般職、定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれ0.05月分の引上げでございます。3ページをお願いいたします。(4)の通勤手当の改正でございます。交通の用具を使って通勤する職員に係る通勤手当の額を下の表のとおり引上げます。4ページをお願いいたします。4の実施時期でございます。給料月額及び通勤手当の改正につきましては令和7年4月1日とし、期末手当及び勤勉手当については、令和7年12月の支給割合の改定は条例の公布日とし、令和7年12月1日から適用します。令和8年度以降の支給割合の改定につきましては、令和8年4月1日でございます。最後に、その他といたしまして、1で御説明申し上げた人事院勧告における、その他諸手当の改正のうち、令和8年4月1日以降に実施のものに関係する改定については、次回以降の町議会において提案させていただきたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。宗像議員。

○11番（宗像）11番、宗像です。1点だけ。これ、全協で気がつけばよかったんですが、最初のページに、3、その他諸手当の自動車等通勤に伴う上限6万6,400円、60キロ以上100キロ上限とする、これ、表の中にこの数字がないんですが、なぜ入ってないのか、教えていただけますか。説明していただけますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）100キロ以上の区分の改正につきましては、令和8年4月1日施行の予定でございますので、今後の議会において御提案申し上げようと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論を行います。まず、第51号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第51号議案について採決を行います。お諮りいたします。第51号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおりこれを決します。続いて、第52号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。第52号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおりこれを決します。続いて、第53号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第53号議案について採決を行います。お諮りいたします。第53号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおりこれを決めます。

続いて、第54号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第54号議案について採決を行います。お諮りいたします。第54号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第7、第55号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第55号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について。水道について、将来にわたって必要な管路等の更新を行い、安定的に水道水を供給するために必要な値上げを実施し、また、災害その他非常の場合において、他の水道事業者の指定を受けた者等が給水装置工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 上下水道課長。

○上下水道課長(吉川) それでは、第55号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。議案書は15ページをお願いいたします。資料の8の条例の概要及び資料9の新旧対照表を提出してございます。内容につきましては、資料8の条例の概要で御説明させていただきます。初めに、1の要旨でございます。水道料金について、安定的に水道水を供給するため、必要な値上げに係る所要の改正及び災害時等において、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者等による給水装置工事の実施を可能にすることで、災害時等の早期復旧を図るため、所要の改正を行うものでございます。次に、2の水道料金の改正でございます。これまで経営努力を重ね、県内で最も低い水準の水道料金を維持してまいりましたが、将来にわたって必要な管路等の更新を行い安定的に水道水を供給していくため、必要な水道料金の値上げを行うものでございます。また、併せて用途や使用水量による料金格差の是正を進めるものでございます。改正額につきましては、平均25パーセントの改正を行うもので、(1)の基本

料金、(2)の従量料金におけるそれぞれの改正額は、表にお示ししているとおりでございます。2ページをお願いいたします。続いて、3の災害時等における給水装置工事の施工に係る改正についてでございます。(1)の背景といたしましては、令和6年能登半島地震において、宅内の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長引きましたが、これは、地元業者の確保が困難になったことが主な要因とされてございます。それを踏まえまして、国土交通省から、水道事業者に対して、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した者でも工事ができるよう検討することについて技術的助言がなされ、これに対応するため、所要の改正を行うものでございます。次に、(2)の改正内容でございますが、給水装置工事を施工できるものを、現行の管理者及び管理者が指定した事業者に加えまして、新たに、災害その他非常の場合において管理者が必要と認めるときに、他の水道事業者及び他の水道事業者が指定した事業者を追加するものでございます。4の施行期日につきましては、水道料金の改正については、令和8年4月1日とし、災害時等における給水装置工事の施工に係る改正につきましては、公布の日からでございます。次に、5、経過措置についてです。水道料金の改正の経過措置といたしまして、改正後の料金算定は、令和8年6月以降に実施する検針分からの適用とし、令和8年5月までの検針分につきましては、従前の例によるものといたします。以上で説明を終わります。

○議長(桑原)以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○12番(岡田)水道料金は、前回、令和3年ですかね、15パーセント上がったと思うんですけども、で、15パーセント上げて、5年ぐらいしかたっていないんですけども、あのときに上げ幅が少なかったという感じなんじゃないかな。それと、その前の令和3年の前は、いつ上げたのかいうのをお願いいたします。

○議長(桑原)上下水道課長。

○上下水道課長(吉川)前回、令和2年度の15パーセントの改定率につきましては、当時における見込みの物価上昇率等を踏まえまして、今後5年ごとに料金見直しを行うというシミュレーションのもと、当時点においては、15パーセントという数字で改定していくということで15パーセントにいたしました。その前の料金改定につきましては、平成14年度に改正してございます。

○議長(桑原)岡田議員。

○12番（岡田）今、全国的にね、こういう理由で水道料金上げるというのは理解できんでもないんですけども、普通、通常ほかのところもそうなんですけれども、前々回か、平成14年に上げて、そのあと今度は、令和2年か、2年か3年上がって、結構長い間上がってなかったんですよ。それが今回、5年ぐらいたってあげるといのは、見通しが甘かったというかどうかというんか、ほか自治体もそうなんですけども、そんなに頻繁にね、上げるようなところは少ないと思うんですよ。5年ごとに見直すということは、今度また、5年ごとに上がっていくと、海田町、水道料金が安いからいうのもあるんでしょうけども、そういう格好になっていくんでしょうか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）水道料金、前々回、平成14年度の改正から令和2年の改正までは、既存の施設を使えるところまで使用して、かつ人員削減等によって経費削減を図りながら、料金改定をしないで済むような運営をしてまいりました。前回、令和2年度の改正のときに、今後の水道事業に係る費用を算定いたしまして、一度に、令和2年度にまとめて上げる方法と、必要な経費を5年ごとに分けて上げる方法、二つを検討いたしました。その中で、段階的に上げていくことで、そのときに必要な料金をそのときの世代に負担していただくという形で、5年ごとに改正するというシミュレーションのもと、15パーセント改正としております。なので、今回の改正につきましては、前回、令和2年度のときの改正にお示ししました、次は5年後に見直しますというのに基づいて改めて試算を行いまして、今回25パーセントと、改定率というものが算出したものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）そこは理解できるんですけども、今のこの物価高いうんか、そういう中で、今いろんな、国のほうでも交付金とかなんかいうのが検討されておるんですけども、それは、1回かそこらぐらいなんですけど、水道料金は、毎回、2か月に1回、上がった料金を払うというふうなことになるんですけども、この、ほかのところで行っている減免ですよ。例えば、期間を決めて基本料金を無償にするとか、そういうあれとか、住民税非課税世帯は何らかの減免措置をとるとか、そういうふうなことは考えられなかったんでしょうか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）水道にかかる費用につきましては独立採算性でございまして、皆

様からいただきました水道料金で全額賄ってございます。その中で減免等をいたしまして収入が減ると、その分、改修工事等が先送りとなることで漏水、断水のリスクが高まるということですので、それを見越した料金改定の算出をしております。あと、減免等につきましては、今一般会計のほうから繰入れもらいまして、福祉減免という形で、ある特定の資格、要件を満たす方で、低所得の方には減免は、現行制度でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようなので、討論を行いたいと思います。まず反対討論。岡田議員。

○12番（岡田）第55号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。今回の水道料金の改定は、主な理由には、全国的にも施設の耐震化や老朽化した水道管の更新や修繕のために莫大な費用が必要となること。2番目に、水道使用量自体が減っており、水道事業の収入が縮小して、使用料が減れば、1立方メートル当たりのコストが相対的に上昇することや、設備維持管理コストの増加、節水意識の高まりや、浄水場や配水施設の維持管理費用は削れずに、効率化にも限界があり、結果として料金に転嫁せざるを得ないなどです。海田町では水道料金が令和3年に15パーセント引上げられ、また今回です。平成8年4月から25パーセントの引上げは、水道事業を取り巻く厳しい環境を考えれば、理解できなくはありませんが、今の毎月の物価高騰や、賃金が上がらない中での公共料金の値上げは、町民の暮らしを守る上でも、今すべきではないと思います。命の水である水道の料金値上げは長引く物価高騰に苦しんでいる町民の生活を直撃し、町の経済に打撃を与えることにもなります。他の自治体で実施をした基本料金を夏場の4か月間無償にするとか、住民税非課税世帯も無償にするとか、減免をするとか何らかの町民の暮らしを守るための施策をとるべきではないでしょうか。町民を守る最低限の施策もないので、この55号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。西田議員。

○6番（西田）6番、西田です。第55号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。本町におきましては、これまで徹底した経営努力を重ねられ、県内で最も低い水準の水道料金を維持されてきました。しかしながら、水道水を供給するために必要な管路の老朽化により漏水や断水の危険性が

高まっていること、併せて、今後起こり得る南海トラフ地震に備え既存給水管の耐震化も進める必要があることは論をまちません。また、管路更新費用の増加に加え、昨今の物価上昇もあり、現在の料金のままで安定的な水道事業を継続することは困難な状況です。これは、本町のみならず、全国的な課題となっているのが実情です。将来にわたり、町民に対して安定的に安全で安心な水道水を供給するためには、この度の値上げについて、住民の方々に御理解いただくことが必要であることから、条例の改正は必要であると考えます。以上、皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第55号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）はい、着席ください。起立多数と認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第56号議案、海田町長の損害賠償の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第56号議案、海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方自治法施行令の一部改正により生じた条ずれに伴い、引用条項を整理するものでございます。改正の内容は新旧対照表のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第56号議案について採決を行います。お諮りいたします。第56号議案につ

いて、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第9、第57号議案、海田町条例の読点の表記を改める条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第57号議案、海田町条例の読点の表記を改める条例の制定について。町が作成する公用文における読点の表記をカンマからテンに改めることに伴い、条例における読点の表記も同様に改めるものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 総務課長。

○総務課長(中村) それでは、第57号議案、海田町条例の読点の表記を改める条例の制定について御説明いたします。内容につきましては、資料11の条例の概要で説明をさせていただきますが、議案書は19ページでございます。それでは、資料11をお願いいたします。2の理由でございます。国が示す公用文作成の要領が令和4年1月11日付で見直され、読点には、テンを用いることを原則とするとされたことから、これに合わせ、本町においても、公用文における読点の表記をテンとするよう見直すため、条例においても、読点の表記を改めるものでございます。3の、この度見直すこととした経緯でございますが、本町においては、各種帳票等、多くの公用文をシステムで作成しており、システムで作成する文書についても、読点はカンマを使用しております。令和4年当時、本町独自で読点を改めるシステム改修を行う場合は多額の費用が生じる状況でしたが、住民情報システム標準化のタイミングであれば、特段の費用が生じないことが判明したため、その進捗状況を見極めて対応することとしておりました。この度、住民情報システム標準化の実施時期がおおむね定まったことから、見直すこととしたものでございます。4の施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。最後に、その他といたしまして、公用文についても、条例の施行期日に合わせ、令和8年4月1日以降に発出する文書から読点を改めることといたしますが、システムから出力する各種帳票等については、住民情報システム標準化への移行に合わせ、前倒しして、読点の表記を改めるよう考えております。以上で説明を終わります。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第57号議案について採決を行います。お諮りいたします。第57号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第10、第58号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第58号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。近年の人件費高騰や物価の上昇等により処理経費が増加していること、また、近隣の動向を考慮し、一般廃棄物処理手数料を改めるものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 地域みらい課長。

○地域みらい課長(山田) 第58号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書20ページをお願いいたします。資料は12の条例概要と、資料13の新旧対照表でございます。資料12のほうで説明をさせていただきます。1、要旨。町内事業者から排出される一般廃棄物の処理手数料について、現行の10キログラムまでごとに101円を108円に改定するものでございます。改定理由は、近年の人件費高騰や物価の上昇等により処理経費が増加していること、また近隣の動向を考慮して改定するものでございます。施行日は令和8年4月1日で、その他としまして、改定の差、決算ベースで2万3,000円、約2万3,000円を推計しております。なお、この条例につきましては、一部事務組合であります安芸地区衛生施設管理組合、また、その構成町でございます府中町、熊野町、坂町においても、12月議会で同様に条例改正を進められます。以上で説明を終わります。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第58号議案について採決を行います。お諮りいたします。第58号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第11、第59号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第59号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。税務システムの標準化に伴い、固定資産税関係の証明手数料の見直しを行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 税務課長。

○税務課長(杉本) それでは、第59号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。内容につきましては、資料14の概要で説明をさせていただきますが、議案書は21ページ、新旧対照表を資料15で提出しております。それでは、資料14をお願いします。1の要旨でございます。基幹業務システムを、国が定めた標準仕様に準拠したシステムへ移行する住民情報システム標準化を令和8年2月に予定しております。税務システムも標準化の対象となっており、固定資産税関係の証明書のうち、土地建物に関する証明書について、証明用紙1枚に記載できる物件数が増えることから、証明手数料の見直しを行うものでございます。2の証明1件当たりの物件数と手数料でございます。現行では、1件当たり、土地は3筆まで、建物は3棟まで、土地、建物、別々に証明をするもので、証明1件の手数料は300円となっております。改正後は1件当たり、土地建物合わせて5物件まで一緒に証明できるものとしますが、証明1件当たりの手数料の額は300円に変更ありません。3の施行期日につきましては、標準化後の税務システムの稼働日が確定していないため、規則で定める日としております。4の参考として、現行と改正後の手数料の計算例を記載しております。説明は以上でございます。

ます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第59号議案について採決を行います。お諮りいたします。第59号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第60号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第60号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。国の定める基準及び児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）それでは、第60号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書では22ページ、資料16の条例の概要及び資料17の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料16の条例の概要で説明させていただきます。1、改正の要旨でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。2、改正の内容でございますが、一つ目は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことによるものでございます。現在、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、家庭的保育事業者などは、乳幼児に対して、利用開始時の健康診断、それから定期健康診断及び臨時の健康診断を実施することを義務づけております。条例

では、その健康診断のうち、利用開始時の健康診断の一部又は全部を免除することができるという場合を定めておりますが、国が定める基準において、この免除できる健康診断の種類及び免除できる場合が緩和されたため、これに準じて条例を改正いたします。内容としましては、健康診断を免除できる場合として、母子保健法第12条又は第13条に規定する健康診査を受診した場合を追加するものでございます。なお、現在のところ、町内に該当施設はございません。二つ目は、児童福祉法等の一部改正に伴い、次に掲げる条例の引用事項を整理するものでございます。いずれも虐待等の禁止に関する項目で、引用元であります児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されるため、引用元を第33条の10第1項と表記を改めるものでございます。整理する条例は、資料に記載しております3本の条例でございます。3の施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第60号議案について採決を行います。お諮りいたします。第60号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、第61号議案、海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第61号議案、海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例の制定を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村） それでは、第61号議案、海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。議案書では24ページ、それから資料18の条例の概要をお願いいたします。説明につきましては、資料18の条例の概要で説明させていただきます。1、要旨でございますが、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。2、乳児等通園支援事業の概要でございます。通称、こども誰でも通園制度と言われるものでございます。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で柔軟に保育所等を利用できるという制度でございます。資料左下の図を御覧ください。現在は、就労中の家庭、また、こどもの年齢が満3歳以上のこどもさんを対象に、保育所、あるいは認定こども園及び幼稚園を利用することができております。こども誰でも通園制度では、図の左下に該当する0歳6か月から満3歳児までのこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、こどもの育ちを目的に、保育所等を利用できるという制度です。それから資料の右側を御覧ください。利用時間は、こども1人当たり月10時間を上限とし、利用料は1時間300円程度。実施場所としましては、現在の保育所や認定こども園、幼稚園等を想定しております。なお、利用時間や利用料につきましては、国が示す基準に応じて変更となる可能性がございます。それから3、条例の概要でございますが、今回の条例は、この制度を運営するに当たり、その設備や運営の基準を定める条例でございます。国により基準が定められており、従うべき基準と参酌すべき基準があります。資料、次のページをお願いいたします。4、基本方針といたしましては、本町では、原則として、国が示す基準に準拠して条例を定めることとします。5、国と異なるものにつきましては、乳幼児1人当たりの乳児室の面積基準を国基準の1.65平方メートルではなく、広島県基準の3.3平方メートル以上とします。これは保育を含めた乳児にも、ほふく室と同等の面積を確保するもので、広島県内の保育施設共通で実施している基準です。その基準と整合を図りたいと考えております。最後に6、施行期日は公布の日とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○11番（宗像）この件については、先日の全協でも私はお聞きしたんですが、現段階で、全くどの程度の利用か見込みが立ってない。これ問題があるんじゃないですかと申し上げたんですが、その後なんら応答がないんですが、見込みがあるのか、見込みをどの程度見込んどるのか。で、それは、4月に入ってから受け付けてみないと分からんような言い方されました。ところが、それに対して、部長は、定員的に大丈夫ですかと申し上げたら、今度新しい園が定員を増やしますから、大丈夫ですとおっしゃられましたよね。ならば、そこに定員数を増やした、その根拠、これを、目安に、当然それらも見込んどきゃあならないけども、それらについてどう考えとったのか。それからもう1点。この3月に保育計画を立てとるはずですよ。そのときに必ずアンケート調査やった中で、この誰でも保育園というのは、もう既に今年の4月入ってから始まった案件じゃなくて、もっと前から話が出ておりました。当然にアンケート調査をするときに、そういう調査をしてなければならないはずなんですけども、きちんとそういうのを調査したんかどうか。それともう1点。実施場所が幼稚園等になっておりますが、幼稚園の場合に、3歳未満児を担当できるんですか。いや、これ保育士資格を持つてるところの幼稚園という理解なんか、それについて詳しく説明願います。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）まず利用の見込みなんですけれども、現在、50名少しの利用があるのではないかと見込んでいるところでございます。その中で、こども計画を策定する際にも、このあたりのことは考えていたのではないかというお話なんですけども、はい、こども計画の中でも、これは町独自で利用のニーズを計ったというのではないんですけども、全国的な傾向でありますとか、その辺を考慮しまして、その当時は、25名から30名程度の利用があるのではないかと考えて、こども計画には掲載しておるところです。それから、あと、幼稚園での、幼稚園でのこの制度の実施なんですけども、この制度、余裕活用型というのと一般型というのがございます。保育所等で、今の余裕があるところで預かるっていうのが余裕活用型となりまして、一般型というのは、それ以外に新たに整備する、保育所に準じた基準の設備整備となってくるんですけども、幼稚園さんなどが手を挙げられる場合はこちらの一般型になる見込みでございます。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）来年度以降の定員につきましては、新しい園もできますが、来年度以降の申込みについては、今回早めの、1か月前倒しをして、来年4月以降のお申込み、

新規のお申込みの受け付けをさせていただいたところです。その辺りも踏まえまして、来年4月からの0、1、2歳の入所の状況、それから、各園の受入れ状況等を考えまして、各園の御意向も踏まえながら受入れをしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）あんまりよく理解できんのじゃが、分かるような説明していただきたいんですが。まず、最初50名程度見込んどると言いながら、実際の需要は二十五、六名程度、どれが本当の需要見込みなのか。きちんとした需要見込みを立てとるんですか。蓋をあけて何ぼじゃいうてやるやり方じゃないんですか、今のやり方聞きよと。本来であれば、事前にこの程度見込みがあるから、こういうふうな制度にしましょう、こういうふうな格好でしましょうというのをやるのが本来の姿だと思うんですが、全くそれに対して御答弁がない。それから、一般型と言いますけども、3歳未満児をみようとする保育士の資格がなきゃできないですよ。幼稚園で保育士の資格、幼稚園でそれができるんですか。だから僕が聞いたですよ。保育士の、そういうふうな認定を取った場所なんですかって聞いたら、答弁されてないが、きちんと答弁してください。それと、部長の答弁。こういうのを見込んでその定員を見たんですかって聞いたんですよ。ならば当然、その前に何人ぐらいの必要性があって、何人ぐらいのものがなければその定員を定めることできないですよ。それについてきちんと説明願います。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）すいません、もう一度、数字について、もう少し詳しく説明をさせていただきます。まず、こども計画を策定する際には、すいません、24名、24名の定員見込みということで、こども計画には計上しております。これは、その当時の国の動向でありますとか、他の事例などを参考に出した数字でございます。で、先ほど申し上げた50名程度と言いますのは、それから1年たちまして、全国でもちょっと試験的にやってみる自治体が増えました。その中での実態などを見まして、上げた数字でございます。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）来年度につきましては、約50名程度を見込んでおりますが、来年度予算のほうに50名程度を計画をしております。定員につきましては、先ほども申しましたように、現在の申込み、来年度から実施に当たっての各園の受入れ状況を勘案して、50名程度を見込んでいるところでございます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村） すいません、答弁漏れがございました。幼稚園で、これが実際に可能なのかというお話です。実際に保育と同等の施設だとか、受入れ体制を求めることになってきますので、幼稚園さんがやろうと思ったら、その基準をクリアしていただく必要がございます。なので、保育資格などが必要となってきます。なので、そういった資格、施設要件、そういったものをクリアしていただいて手を挙げていただくということになってきます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○11番（宗像） 何度も聞くんですが、さっきの定員の問題。いや、だって去年、積算したのが25名、そのときに、50名の定員増計画しとって、今回は、今度は50名に、見込みになりそうなんです。増えるんじゃが、それ大丈夫なん。一番不安なところ、そこですよ。受けるところがあるんか、というような問題と、そういう問題。それと、応募を、応募いうか受け付けを待ってから決めるというじゃなくて、もう事前の段階である程度そういうものをする以上は、事前にそういう可能性がどういふふうにあるかいうのをしっかりと調査して、しっかりと、これどこでも言われますよね、事前にしっかりとチェックして、やるべきじゃないんか。あまりにも無防備に、国がやるからぱっと飛びつくだけじゃなくて、国の動向を見ながらやるというのは、いつもうちの役場の得意の十八番ですが、そればかりじゃなくて、実際に本当にどうなのかいうのをしっかりと見極めてやる必要があると思います。その辺について、どういふふうな考えを持ってやられとらんか、最後に答弁ください。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 今回の国のほうで制度化されたというふうなことで、町もそれに応じて、国の基準と同じ基準でスタートをさせます。ただし、議員さん御指摘されるとおり、どれだけのニーズがあるのか、それから受入れ体制はどうなのかというのが、利用者さん、それから、事業者さん、その辺りの方々と相談させてもらいながら事業を進めてまいりたいと考えます。

○議長（桑原） ほかにございませんか。玉川議員。

○7番（玉川） まず、対象になるお子様についてなんですけども、どのようなこどもさんを対象というふうに考えておられるのか。で、最初の説明であれば、多様なライフスタイルであったり、働き方ということで、保護者に主軸が置いているように感じるんですけども、こどもの社会性についてのところ、こどもさんに主軸があるのか、それとも、

保護者さんに主軸があるのか、当町としてはどういうふうに検討されているのかということ。もう一つは、こども誰でも通園制度の従事者に対する研修についてはどのように検討されているのか、以上、3点について御答弁をお願いします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） まず、この制度の主なお客さんといいますか、こういった方を対象にするかというお話ですけれども、これはあくまでもこどもです。こどもの育ちを応援すると、そういった通園の機会を与えるということを目的として行っていきたいと思えます。どのような方が主な対象となるかということですが、今どこにも、0歳6か月から3歳までの間で、どこにも通われていないこどもさん、そういったこどもさんに通園の機会を与えると、そういったことを考えております。それから、あとは従事者への研修なんですけれども、それはちょっと、現在、まだちょっと考えていないところがありますので、ちょっとそこは今後、事業者さんとも相談しながら検討してまいりたいと考えています。

○議長（桑原） 玉川議員。

○7番（玉川） 主軸がこどもさんということであれば、広報の仕方について、募集の仕方についても変わってくると思いますので、そこについては、しっかりとその趣旨が分かるように、こども家庭庁が出してる全文の一番最初のところだけを掲載しますと、ともあれば、お母さんの働き方改革であったりだとか、お母さんのライフスタイルに合わせて預けるというふうにとられがちです。しかしながら、この制度につきましては、こどもの育ちであったり、社会性のところを補填するものかと思えますので、その辺りについては、しっかりやっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。で、こども誰でも通園制度の従事者に対する研修につきましては、こども家庭庁のほうでも検討するように、令和8年度の実施に向けてということで、掲載されておりますので、そこをしっかりと実施した後にやっていくほうがいいんじゃないのかなというふうに思いますが、その計画については、この実施前にやるのか、それとも実施しながら考えていくのか、どのように予定されているんでしょうか。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） この制度の御利用に当たりましては、議員御指摘のように、広報の仕方のほうはしっかりと注意いたしまして、広く知っていただくように広報してまいります。また、研修につきましては、国のほうにも掲載されてるというところも承知し

ておりますので、できれば実施前に、何らかの形で、代表の方に来ていただくなり、方法については、施設長のほうと相談しながら考えていきたいと思っております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。白井議員。

○4番（白井）まず、2点お伺いしたいんですけども、今後できる新しい施設について、0歳児、1歳児、2歳児のそれぞれの受入れ定員の見込みと、今現在、町が示している既存施設の空き状況について、空きがないという場合は、面積の問題で空きがないのか、それとも保育士が足らなくて空きがないのか、どちらかっていうのも、二つお示しいたきたいです。

○議長（桑原）白井議員。

○4番（白井）この通年制度が始まるに当たって、その辺りを少しお聞きしたいんですけども、お示しいただけますか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）まず最初の質問は、次の4月にできる保育の、0歳から3歳の定員ってことですかね。ですね。これ45名の定員の、新しいこども園の0歳から3歳までの定員45名の保育を今整備中でございます。それから、今の保育の状況なんですけれども、現在、待機児童は3名出ている状況なんですけれども、もともとの保育の受入れ体制、これも、ちょっと園によっていろいろあるんですけども、保育士の確保の問題であったり、あとは、もともとの定員、施設の状況、これちょっと園によっていろいろありますので、両方あるというところでございます。

○議長（桑原）白井議員。

○4番（白井）先ほど、この制度が始まったときの利用者見込みが50名程度とおっしゃいまして、それが多分、今既存の施設が10か所ありまして、各施設5名ずつで50名だったと記憶してるんですけども、現時点の12月1日時点で、その10施設の0歳児から2歳児までの空き状況を見ますと、公立のつくも保育園の0歳児が少し空きがあるっていうのと、こうわ認定こども園の空きが0歳児ある、それ以外は満員。1歳児は、全ての園が満員。2歳児に関しましては、明光保育園のみが空きがあるという状況で、この制度が始まったときに、4月から利用できるという、期待を持っておられる方々に対して、この状況だと4月以降も満員の園がかなり多いかなと予測されるんですけども、そのときには利用したい人ががっかりするということにつながるのではないかと思うんですけど、その辺りはどのように対策を練っていますか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） その辺りが、事業者さんとの協議の中で、またニーズ、ニーズと事業者さんの状況を把握しながら、なるべく確保していきたいと考えておるところです。

○議長（桑原） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第61号議案について採決を行います。お諮りいたします。第61号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第14、第62号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第5号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内） 第62号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第5号。この度の補正予算につきましては、町道6号線バイパス整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原） 財政経営課長。

○財政経営課長（倉本） それでは、第62号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第5号について御説明いたします。初めに資料19の令和7年度補正予算説明書にしたがまして、歳出から御説明いたします。なお、今回審議をお願いする補正予算においては、歳出において、職員の人件費に係るものにつきましては、給与改定等に伴う増額を要求しております。また、精算に伴う令和6年度の国・県支出金の返還金の増額も要求してございます。これらにつきましては、件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきたいと存じます。それでは改めて、資料19の6ページ、7ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の広報事業につきましては、当町のブランドイメージ向上のためのプロモーション事業の実施に係り、委託料を増額するものでございます。特定財源といたしまして、第2世代交付金を活用いたします。その下の事務用品管理事業につきましては、基幹システムの標準化対応に係り、需用費を増額するも

のでございます。10ページ、11ページをお願いいたします。総務費、戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業につきましては、戸籍の氏名の振り仮名を一括処理する機能を戸籍システムに追加することに係り、委託料を増額するものでございます。特定財源として、社会保障税番号制度システム整備費補助金を活用いたします。その下の住民基本台帳管理事業につきましては、入管法等の一部改正により、在留カード等へのICチップ記録用窓口端末を設置することに係り、備品購入費を増額するものでございます。特定財源として、中長期在留者居住地届出等事務委託金を活用いたします。

16ページ、17ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費でございますが、17ページ右側、説明欄の下から四つ目でございます。地域包括支援センター運営事業につきましては、地域包括支援センターの外部委託に伴い、システムを移設することに係り、委託料を増額するものでございます。その下の介護保険繰出金事業その他につきましては、給与改定に係り、繰出金を増額するものでございます。その下の障害者支援事業につきましては、システム標準化対応に要する経費及び申請件数の増に係り、需用費及び扶助費を増額するものでございます。特定財源として、国及び県の障害者福祉費負担金を活用いたします。18ページ、19ページをお願いいたします。民生費の児童福祉費でございますが、19ページ右側、説明欄の上から三つ目、精神障害者医療費給付事業につきましては、1人当たり医療費の増に係り、扶助費を増額するものでございます。特定財源として、福祉医療費補助金を活用いたします。その三つ下の国民年金事務事業につきましては、税制改正に伴う国民年金システム改修に係り、委託料を増額するものでございます。特定財源として、年金生活者支援給付金給付業務市町村事務取扱交付金及び国民年金事務委託金を活用いたします。一番下の国民健康保険繰出金事業その他につきましては、システム標準化による事務費の増に係り、繰出金を増額するものでございます。20ページ、21ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費でございますが、21ページ右側、説明欄の上から二つ目でございます。母子家庭等自立支援事業につきましては、受給者の増に伴う高等職業訓練促進給付金の増に係り、扶助費を増額するものでございます。特定財源として、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を活用いたします。24ページ、25ページをお願いいたします。衛生費の保健衛生費でございますが、25ページ右側、説明欄の下から二つ目のかいた版ネウボラ事業につきましては、県の妊産婦支援事業緊急補助金が継続されることに伴う産後サポート事業費の増に係り、扶助費を増額するものでございます。特定財源として、妊産婦支援事業緊急補助金を活用いたします。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の町内道路修繕事業につきましては、道路施設の修繕箇所を増及び町道236号線の道路照明修繕に係り、工事請負費を増額するものでございます。このうち、町道236号線道路照明修繕工事につきましては、併せて工事等箇所図を提出してございます。資料21を御参照ください。資料21の資料右側が位置図でございます。工事場所はひまわり大橋でございます。資料左側の中ほど、概要といたしましては、道路照明修繕12基、その下に、概要図として、修繕対象である当該12基の位置を示してございます。この修繕工事につきましては、特定財源として町債を活用いたします。資料19に戻っていただきまして、34ページ、35ページをお願いいたします。35ページ右側、説明欄の下から二つ目の町道改良事業につきましては、測量分筆業務の増に係り、委託料を増額するものでございます。その下の、町道6号線バイパス整備事業につきましては、現地調査によるボーリング調査の追加及び橋りょう詳細設計業務の増に係り、増額するものでございます。次に、36ページ、37ページをお願いいたします。土木費、都市計画費の海田総合公園整備事業につきましては、蟻ヶ原池の購入に係り、公有財産購入費を増額するものでございます。こちらにつきましても、併せて工事等箇所図を提出してございます。資料20を御覧ください。資料左側、概要図に事務フローを記載しております。今後の流れでございますが、今定例会において、この補正予算案が仮に認められた場合には、土地の売買契約を締結後、広島地方裁判所に所有権確認の訴えを提起、その判決後に登記を行い、土地代金を支払うという事務処理を進めてまいります。資料の右側、位置図でございます。なお、この事業につきましては、併せて繰越明許費を設定いたします。

資料19に戻っていただきまして、続いて、歳入について御説明いたします。資料19の2ページ、3ページをお願いいたします。ここでは歳出で御説明した特定財源については省略させていただきます。3ページ右側の説明欄の下から二つ目、前年度繰越金につきましては、財源調整として増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第62号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億707万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億5,602万1,000円とするものでございます。4ページをお願いいたします。第2表のとおり、繰越明許費の設定を行います。設定の理由といたしまして、表中、一番上と一番下の町道137号線道路改修事業及び河川改修事業につきましては、本年度中の工事完成が困難な見込みであるためご

ございます。海田総合公園整備事業につきましては、蟻ヶ原池の取得にあたり、登記手続が本年度中に完了しない見込みであるためでございます。次に、5ページをお願いいたします。第3表のとおり債務負担行為の追加を行います。表中、上から順に、広報かいた発行業務に係る額、海田町障がい者基幹相談支援センター運営業務に係る額、海田町くらしの安心・サポートセンター運営業務に係る額及び海田町ひきこもり対策推進事業運営業務に係る額につきましては、全て令和8年度からの業務開始に当たり、業務受託候補者をプロポーザルで選定する必要があるため、追加するものでございます。期間は全て令和10年度まで、限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。同じ表中の一番下の学習系ネットワークライセンス更新に係る額につきましては、町立小中学校に整備している無線LAN等を管理するライセンスの更新に係り、ライセンス期間が令和8年度へ及ぶため、必要となるものでございます。続いて、6ページをお願いいたします。債務負担行為の変更でございます。地域包括支援センター設置運営業務に係る額について、限度額を3億7,500万円から1億4,000万円に変更するものでございます。これにつきましては、公募型プロポーザルの実施により、業務の受託候補者が決定したことに伴い、一般会計及び介護保険特別会計における負担割合が決定したため、その割合にしたがって、介護保険特別会計で負担すべき額について、一般会計での債務負担行為の限度額から減額するものでございます。最後に、7ページをお願いいたします。町道236号線道路照明修繕工事に伴う起債に伴い、第4表のとおり、地方債の変更を行うものでございます。以上で、令和7年度海田町一般会計補正予算第5号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。小田議員。

○8番（小田）8番、小田です。資料19の35ページ。資料21の工事箇所図で言いますと、町道236号線道路照明修繕工事ですけれども、ひまわり大橋の照明修繕ということですが、けれども、現在、つくも橋も工事をされてて、夜になると大変、一帯が暗くて、駅を利用される方から危ないのではないかというお声がありますけれども、この修繕工事が終わるまでの間、照明についてはどのように、町として考えておられるのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）議員御指摘のとおり、暗い状況になっておりますので、工事中につきましては、ライトアップというか、そういった証明をですね、工事期間中させていただきたいと考えております。

- 議長（桑原）小田議員。
- 8番（小田）それ、すぐにしていただけるというふうに考えてよろしいでしょうか。
- 議長（桑原）建設課長。
- 建設課長（早稲田）業者決定後、打合せをして、早期に照明したいと考えております。
- 議長（桑原）ほかにございますか。岡田議員。
- 12番（岡田）資料19の35ページの町道6号線か、あそこの工事の設計ということでしょうかね。
- 議長（桑原）建設課長。
- 建設課長（早稲田）今、橋と道路の部分の設計をしてるんでございますが、その工事に伴う地質調査のほうを増額していただきたいというものでございます。
- 議長（桑原）岡田議員。
- 12番（岡田）で、あそこからずっと上いうんか、三迫三丁目のほうへ上がっていくところの工事だと思うんですけども、完成予定はどういうふうになっとるんでしょうかね。
- 議長（桑原）建設課長。
- 建設課長（早稲田）この度、補正をお願いする設計に合わせまして、今、用地交渉のほうを進めておるところでございます。で、それらの用地交渉、それから設計等々をなるべく早い時期に完成させて、1日でも早い開通、明飛大橋から西岡田橋のほうに向けての開通を目指していきたいと考えております。
- 議長（桑原）岡田議員。
- 12番（岡田）それは分かるんですけど、いつ頃完成するというふうな予定は、まだまだ出てないんでしょうかね。
- 議長（桑原）建設課長。
- 建設課長（早稲田）申し訳ありません。今、用地交渉の詰めの部分に入ってきておるところでございますので、ちょっと今の段階で、はっきりといつまでというのはちょっと差し控えさせていただきたいと考えております。
- 議長（桑原）ほかにございますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。
- （「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第62号議案について採決を行います。お諮りいたします。第62号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、第63号議案、令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第63号議案、令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

この度の補正予算につきましては、賦課徴収事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第63号議案、令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。資料22、令和7年度補正予算説明書にしたがひまして、歳出から御説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の一般管理一般事務事業につきましては、国民健康保険システムの標準化に伴い、仕様の変更により、資格確認書の台紙及び封筒が新たに必要となるため、12万7,000円増額するものでございます。6ページ、7ページの徴税費、賦課徴収事業及び、8ページ、9ページの保健事業費、健康づくり事業につきましては、給与改定に伴い人件費を増額するものでございます。続きまして、歳入について御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。県支出金、保険給付費等交付金につきましては、歳出にありました人件費の財源としてそれぞれ同額を増額するものでございます。繰入金、一般会計繰入金につきましては、一般管理一般事務事業の財源調整のため補正するものでございます。

次に、議案を御説明いたします。第63号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,944万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第63号議案について採決を行います。お諮りいたします。第63号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をします。再開は14時55分。

~~~~~○~~~~~

午後2時44分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第16、第64号議案、令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第64号議案、令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、介護予防サービス給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(岩本) それでは、第64号議案、令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料23、令和7年度補正予算説明書にしたがい、歳出から御説明いたします。資料23の保険事業勘定の6ページ、7ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理一般事務事業につきましては、介護保険法施行令の改正に伴う介護保険事務支援システム改修に係る委託料を495万円増額するものでございます。8ページ、9ページをお願いいたします。保険給付費の介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付事業につきましては、利用者数及び1人当たりの給付費が見込みを上回ったため、1,180万円増額するものでございます。10ページから13ページの地域支援事業費につきましては、給与改定に伴う人件費の補正でございますので、個別の内容については説明を省略させていただきます。

す。続きまして、歳入について御説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。4款、国庫支出金の国庫補助金の介護保険事業費補助金につきましては、介護保険事務支援システム改修に対して交付される補助金で、247万5,000円を増額するものでございます。8款、繰越金につきましては、財源調整のため、1,510万3,000円を増額するものでございます。次に、介護サービス事業勘定につきましては、補正予算説明書によるところでございますが、給与改定に伴う人件費の補正でございますので、個別の内容については説明を省略させていただきます。

続きまして、議案について御説明いたします。第64号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,757万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を21億8,420万7,000円とするものでございます。また、5ページ、第2表のとおり、地域包括支援センター設置運營業務に係る額について、債務負担行為の追加を行います。一般会計補正予算においても説明がございましたが、プロポーザル実施により業務の受託候補者が決定したことに伴い、一般会計及び介護保険特別会計における負担割合が決定したため、その割合にしたがって、介護保険特別会計での債務負担行為の追加を行うもので、期間は令和12年度まで、限度額は2億3,500万円でございます。続いて、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に22万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を1,491万2,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第64号議案について採決を行います。お諮りいたします。第64号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第17、第65号議案、令和7年度海田町水道事業会計補正予算第1号を

議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第65号議案、令和7年度海田町水道事業会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、人件費の増額及び国信浄水場系基幹管路更新工事1工区に係る継続費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、第65号議案、令和7年度海田町水道事業会計補正予算第1号につきまして御説明いたします。初めに、資料24の令和7年度水道事業会計補正予算説明書にしたがいまして御説明いたします。それでは、資料24の2ページをお願いいたします。収益的支出の水道事業費用につきましては、給与改定等に伴う人件費の補正でございますので、個別の内容につきましては説明を省略させていただきます。続いて、下の表の資本的支出の建設改良費の配水設備整備費につきましては、現在進めております国信浄水場系基幹管路更新工事1工区におきまして、当初想定していなかった道路埋設物等の影響により、施工内容の変更を余儀なくされ、工事費の増額が見込まれることから、6,500万円を増額するものでございます。こちらにつきましては、工事箇所図として資料25を提出してございます。

それでは続きまして、第65号議案をお願いいたします。2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額の第1款、水道事業費用を1,107万9,000円増額し、5億4,450万2,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第4条の本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,117万8,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,617万8,000円に、建設改良積立金4,424万3,000円を、建設改良積立金1億924万3,000円に改め、資本的支出の予定額の第1款、資本的支出を6,500万円増額し、5億3,687万8,000円とするものでございます。続いて、4条でございますが、第3条の補正に伴い、既定の継続費の総額及び年割額を補正するものでございます。事業は、国信浄水場系基幹管路更新工事1工区で、総額を2億3,962万4,000円から3億462万4,000円に、令和7年度の年割額を1億4,100万円から2億600万円にそれぞれ6,500万円増額するものでございます。続きまして、5条でございますが、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を1,107万9,000円増額し、1億75万1,000円とするものでございます。以上で、令和7年度海田町水道事業会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第65号議案について採決を行います。お諮りいたします。第65号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第18、第66号議案、令和7年度海田町下水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第66号議案、令和7年度海田町下水道事業会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、人件費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、第66号議案、令和7年度海田町下水道事業会計補正予算第2号につきまして御説明いたします。内容につきましては、資料26によるところでございますが、給与改定等に伴う人件費の補正でございますので、個別の内容につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、第66号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額の第1款、下水道事業費用を290万8,000円増額し、9億2,458万3,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を290万8,000円増額し、5,026万9,000円とするものでございます。以上で、令和7年度海田町下水道事業会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第66号議案について採決を行います。お諮りいたします。第66号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。竹野内町長。

○町長（竹野内）昨日開会をいたしました令和7年第9回海田町議会定例会、皆さん、大変お疲れ様でございました。本定例会に提出しておりました全ての議案につきまして、慎重に御審議をいただきまして御議決をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。引き続きですね、町政に対する御理解、御協力をいただきながら、我々執行部としてもしっかりと施策をですね、立案しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、是非とも御協力御理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）それでは、本定例会は、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決しました。以上で令和7年第9回海田町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞様でした。

午後3時06分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 8 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員